

全農薬通報

No255

平成 20 年6月20日号

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・各団体の理事会及び総会報告
- ・組合員の異動等情報
- ・農薬出荷概況
- ・第69回植物防疫研修会のお知らせ

◎主な行事予定

◎トピックス

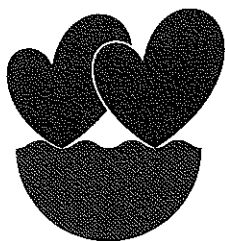
- ・蜂群崩壊症候群とは

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・平成20年度農薬危害防止運動の実施について
- ・合資会社「緑源」への対応について
- ・農薬製品ラベルの誤表示への対応について
- ・21世紀新農政2008年6月24日
- ・生物多様性基本法
- ・その他資料

◎全農薬ひろば

- ・全農薬新旧参事紹介



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1.各団体の理事会及び総会

(財)報農会 第11回評議員会

(財)報農会は5月13日、一ツ橋の日本教育会館で第11回評議員会を開催し、平成20年度農家子弟奨学金受給申請及び植物防疫に関する学術・技術の交流に関する援助申請の受付状況、公開シンポジウムの開催内容について了承された。

出席者：弓削前参事

(社)農林水産航空協会 第102回総会

(社)農林水産航空協会は5月22日、永田町の全国町村会館で第102回総会を開催し、19年度の事業報告及び収支決算報告を行い了承された。

出席者：堀江参事

(財)残留農薬研究所 第84回理事会

(財)残留農薬研究所は5月27日、霞が関の法曹会館で第84回理事会を開催し、19年度事業及び収支決算の報告を行い了承された。また、任期満了に伴う評議員の選出が行われ、全農薬から新たに堀江参事が評議員に就任した。

出席者：松木理事長、羽隅副理事長

(社)日本植物防疫協会 第85回理事会・第65回通常総会

(社)日本植物防疫協会は5月28日、東京・日暮里のホテルラングウッドで『第65回通常総会』および『第85回理事会』を開催し、19年度事業報告・収支決算報告、20年度事業計画・収支予算案、会費、役員改選などを提案し、満場一致で承認された。なお、理事長には岩本毅氏が、常務理事には森田健二氏が再任された。

席上、岩本理事長は食料自給率の低下、国際的食料需給の逼迫による価格の高騰、地球温暖化にともなう作物生産への影響による病害虫発生の変化などに対応していくためにも、「植物防疫を適切に進めて行かなければならない」と述べ、平成20年度事業計画のうち植物防疫推進事業では、植物防疫上の諸問題などに関する情報交換を促進するとともに、植物防疫に関する知識や技術の向上に資するためシンポジウム、植物防疫協議会、植物防疫研修会などをいっそう充実させるとした。

また、試験研究事業では、農薬などの防除資材および防除機械などに関する試験研究、GLP試験体制の確立、成績検討体制の見直し、薬効薬害試験結果の提供、各種試験法の検討、などを重点的に進めていく。

役員改選では、新任理事に内久根毅(日植防)、内山治男(丸山製作所)、阪上日吉(和

歌山県植防)、鈴木直(全国農業共済)、藤田俊一(日植防)の各氏を迎えた。

出席者：松木理事長、堀江参事、宮坂技術顧問

(社)緑の安全推進協会、第14回通常総会・平成20年度第1回理事会

(社)緑の安全推進協会は5月30日、日本橋の日本橋倶楽部会議室において、第14回通常総会・平成20年度第1回理事会を開き、梶原敏宏会長の退任と吉村正樹新会長の就任を決めた。なお、新年度事業計画においては林野庁からの特別受託事業を継続実施することを明らかにした。

出席者：堀江参事、宮坂技術顧問

2.組合員の異動等情報

◎代表取締役社長変更

「高知県」

○(株)松村農園

新：松村万平

旧：松村玲子(取締役会長就任)

◎本社移転

「広島県」

○山楊物産(株) ※営業開始日：平成20年6月30日から

新：〒733-0011 広島市西区横川町2丁目5-12 中谷ビル2F

Tel：082-232-2800

Fax：082-555-5679

◎住所変更

「高知県」

○高知県農薬卸協同組合事務局

新：高知市南久保12番18号アグリビジネス高知(株)内

旧：高知市南久保107番地アグリビジネス高知(株)内

「長崎県」

※支店から営業所へ名称変更

○ヒノマル(株)長崎支店 → ヒノマル(株)長崎営業所へ

※電話番号変更 「広島県」

○山本コーポレーション(株) 新：050-3536-2488 (IP電話導入による)

FAX：従来と同じ番号

◎全農薬支部長変更

「岡山県」

新：板谷一広（井上商事株式会社）

旧：井上浩（井上商事株式会社）

「高知県」

新：吉川和孝（中澤氏家薬業株式会社）

旧：吉本貞男（中澤氏家薬業株式会社）

「宮崎県」

新：橋元勝則（ヒノマル株式会社宮崎支店）

旧：田中秀一郎（ヒノマル株式会社宮崎支店）

県卸団体

「熊本県」（熊本県農薬卸商業協同組合）

新：高津武司（前田農薬株式会社内）

旧：財津祐一（八代農薬株式会社内）

「鹿児島県」（鹿児島県農薬販売協同組合）

新：中村喜明（株式会社ベルデ九州鹿児島営業所内）

旧：坂井文夫（九州日紅株式会社鹿児島支店内）

3. 農薬出荷概況

農薬工業会より、平成20農薬年度3月度から4月度までの出荷概況が送付されてきましたので50頁～51頁に掲載します。

4. 第69回植物防疫研修会のお知らせ

◎第69回植物防疫研修会

日 時：平成20年9月25日（木）～10月1日（水）

場 所：国立オリンピック記念青少年センター

第69回植物防疫研修会が上記日程で開催されます。植物防疫全般にわたる法令等、幅広い知識、技術習得の場として絶好の機会です。また、この場所での研修会は今回が最後かもしれません。組合員の方々の多数の参加をお待ちしております。なお、開催案内は後日、組合員さん宛てに送付いたします。

主 な 行 事 予 定

〔全国農業協同組合〕

平成20年6月25日(水)	安全協主催農業ゼミ(仙台)
7月10日(木)	第34回安全協常任幹事会
9月18日(木)	第240回理事会
9月25日(木)～10月1日(水)	第69回植物防疫研修会
11月17日(月)	第241回理事会
11月18日(火)	第43回総会・第31回全国集会
	第242回理事会
	記念パーティー
12月10日(水)	第243回理事会

〔全国農業厚生年金基金〕

平成20年7月11日(金)	第46回理事会
---------------	---------

トピックス

◎6月12日のNHK「クローズアップ現代」をご覧になりましたか？

「アメリカ発 ミツバチ“大量失踪”と題して「蜂群崩壊症候群（CCD）」についての、センセーショナルなお話でした。その内容は・・・

<NHK番組HPより>

いま、アメリカ全土で、養蜂家の所有するミツバチが大量に姿を消し、農業大国に衝撃が広がっている。アメリカでは農作物の3分の1をミツバチの受粉に頼っているだけに、食糧高騰に拍車をかけかねないと危機感が高まっている。科学者たちはこの異変を「蜂群崩壊症候群（CCD）」と命名。

○養蜂家に飼われているミツバチたちは野生の蜂たちに比べると、全体的に生命力の低下がみられるらしいですが、死骸が発見されないために「なぜ巣に戻って来れないのか」原因がまだはっきりしていないとか。農業や花粉の偏りが原因かと思われるものはあるものの確証は得られていないためにアメリカ政府は対策が取れないようです。

○幼虫フェロモンを使って働き蜂を刺激し150%にまで生産性をあげている学者さんがいたり、(働きすぎて寿命が短くなるそうです。働き蜂がかわいそうですが)

○生命力が高く攻撃性の高いアフリカ種と交配し、ミツバチの生命力をあげようとしている学者さんがいたり（アフリカ種は攻撃性が高すぎて人間も襲うとか）

○様々な取り組みをしているようですが、目だった成果が現れないようです。

◎蜂群崩壊症候群とは何か？

今年の春先は授粉用のミツバチが足りなくて困った。という声を農家の皆さんから耳にした方も多いことと思います。ミツバチが忽然と消えるいわゆる「いない・いない病」と言われる現象が岩手県や、日本の各地でも起き始めていると言われていたが、これを学者は、「蜂群崩壊症候群」という聞きなれない言葉で表現される。

最近、恐ろしい題名の本や、新聞、NHKのクローズアップ現代等でも放映され話題になったように、何も知らないのにミツバチが忽然といなくなる現象だが、最近、「蜂群崩壊症候群 (CCD: Colony Collapse Disorder)」と命名された。

いない・いない病やミツバチ消失症候群の方が直感的な名前だとは思うが……

消失に季節要因が見られないこと、一般的な意味で病気では無いだろうと見られることから、この名称に統一されたという。本来帰巢能力が高いミツバチだが、巣箱に戻らず忽然と姿を消し、群れの縮小が崩壊と言われるほど急なことがこの名前の由来と言われている。

アメリカの例では、養蜂業者が飼育するミツバチが巣箱から大量失跡する原因不明の現象が北米に広がっている。全米50州中の27州とカナダの一部で報告され、管理するハチ群の9割を失った養蜂業者もいる。ミツバチが受粉を行っている農作物は年間150億ドル（約1兆8000億円）相当とされ、過去に例を見ない異変による深刻な影響も予想される。米国農務省や研究機関は原因究明を目指した作業グループを共同で設立、連邦議会の公聴会も開かれた。

CCDの最初の報告は1896年になされており、それ以来、disappearing disease, spring dwindle, May disease, autumn collapse, fall dwindle diseaseなど多くの名前と呼ばれてきた。最近では2004年～2005年の冬にかけて発生したケースがあり、バロアダニ (Varroa mites) が原因ではないかと見られていたが、その確認はなされていない。CCDはもともと米国で見られた現象だが、近年ではポーランドやスペイン、フランス、ドイツなどでも同様の現象が報告されている。

依然としてCCDの原因は謎のまま免疫機構の弱体化、遺伝子組み換え作物、吸血性の寄生ダニや農薬、受粉業務のための移動ストレスなどの複合など、様々な仮説が示されているが、どれも決定打にかけなのが現状という。

昆虫学者によると、米国では約100種の植物がミツバチによる受粉に頼っている。農作物ではアルファルファ、リンゴ、アーモンド、かんきつ類やタマネギ、ニンジンなど。米国のミツバチ群は02年で約240万（米国議会調査局調べ）。うち最大の2割をカリフォルニア州が占める。同州が全世界生産の7割を占めるアーモンドの受粉はすべてミツバチに頼っている。飼育する2000群のうち4割を失った同州の業者は「30年間の養蜂業経験で最大の被害」と下院公聴会で証言している。

CNNの報道によれば、全米の養蜂業者は過去6ヶ月で50%~90%のミツバチを失っており、蜂蜜価格の上昇と果物や野菜の生産に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。蜂蜜の生産量は2006年時点ですでに11%減少しており、それに伴って価格が14%上昇している。2007年時点では上昇幅はより大きくなっていると見られている。影響は蜂蜜など直接的なものにとどまらない。世界の25万種の顕花植物の実に3/4が受粉を必要とすることから、最も優れた受粉媒介者であるミツバチの減少が農業生産に深刻な被害を与えることが予想される。被害想定額は見積もりによって異なるが大体数十億ドルのオーダーとされている。

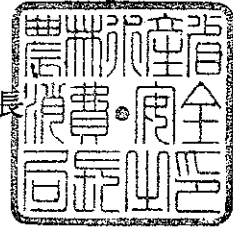
実際にはミツバチの現象は新しい話ではなく、過去20年にわたり世界規模でミツバチの現象が報告されている。その間米国におけるミツバチの数は600万匹から250万匹未満へとわずか40%まで落ち込んでいる。事実、米国は受粉需要に応えるために2005年に実に85年ぶりにミツバチを海外から輸入したほどだ。仮にミツバチの数が現在のペースで減少を続けると、2035年までに全米からミツバチが消えるの見積もられており、受粉に頼る植物に壊滅的な被害をもたらす事が懸念されている。米国におけるミツバチの減少はCCDによるものだけではなく、都市化の進行などによるものも含まれるが、早急にCCDの原因を解明し、根本的な対策を講じないと世界レベルで深刻な農作物被害とそれに伴う食糧危機まで発展しかねない。くれぐれも、農薬のネオニコチノイド系殺虫剤のせいだけにされないよう願うのみである。(H・M)



20消安第1170号
平成20年5月26日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成20年度農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、本運動の主旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。

薬食発第0526002号
20消安第1170号
平成20年5月26日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区长

厚生労働省医薬食品局長

農林水産省消費・安全局長

平成20年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への農薬による影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用についての指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項及び「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬使用基準に違反した事例が散見されているところである。

また、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病害虫の抑制に効果を示す資材が販売された事例があったが、当該資材は無登録農薬に該当するものであった。

このような状況にかんがみ、本年においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たって、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の使用に伴う人、家畜等に対する被害の発生及び農薬の本来の目的とは異なる使用や悪用が、依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等へ健康影響に対する配慮が強く求められており、あらゆる面で農薬の安全かつ適正な使用の必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病虫害の抑制に効果を示す資材が販売された事例があったが、当該資材は無登録農薬に該当するものであった。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成20年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

国にあつては、地方農政事務所等の職員を活用し、都道府県等と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となった協力体制の整備を図るとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

第5 実施事項

1 農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発

(1) 普及啓発の強化

① 広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発を行う。

② 農薬使用者・販売者等に対する農薬の取扱い等に関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

(2) 医療機関等との連携

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

(3) 適切な保管管理の徹底

農薬による危害防止や悪用を防止するため、農薬は鍵のかかる場所に保管する等、保管管理を徹底するよう指導する。

(4) 農薬の適正処理

使用しなくなった農薬については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し、適正に処理するよう指導する。

2 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用基準の遵守

農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準をいう。）の遵守を徹底するよう指導する。

農業者が、農薬使用についても、農林水産省より提示されている基礎 GAP 等と組み合わせ、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

(2) 農薬の不適正使用防止対策

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者及び農薬使用を委託する者（以下「農薬使用者等」という。）に対し、別記 2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、地方自治体及び農業協同組合等、関係機関の職員を活用しつつ、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努める。

(3) 無登録農薬の疑いがある資材

ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、葉面散布等農薬と同様の使用方法を推奨している資材の中には、農薬の効果を謳った、または病害虫の抑制効果を示す資材が見られる。これらの資材は、無登録農薬の疑いがあるので、使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

(4) 農薬使用に当たっての留意事項

農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。なお、アの指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に掲げる事項を周知徹底し、農薬の適正使用の徹底を図るよう指導する。特に、水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。また、農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。

イ 同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものがあり、この場合には使用できる農薬や使用方法が異なる場合がある。このような作物の名称や形状の似た異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意すること。

ウ 混植園における農薬の使用に当たっては、両品種に飛散することを

考慮して、それぞれの収穫時期を確認したうえ、農薬の選択や使用方法に十分注意すること。

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意すること。

オ 現地混用に関する情報提供に努めるとともに、当該注意事項を遵守すること。

(5) 住宅地等における農薬使用

ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）の周知を徹底し、農薬の飛散を防止するために必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前通知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう指導する。

イ 公園等一般場面

学校、病院等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園、市民農園における農薬使用者等に対し、「住宅地等における農薬使用について」の周知を徹底し、農薬の選択、使用方法の検討、事前通知の実施等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

(6) 土壌くん蒸剤の使用

土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）を周知徹底し、安全確保を徹底するよう指導する。

(7) 航空防除における農薬使用

ア 農林水産航空事業（「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）に定める「農林水産航空事業」をいう。）の実施主体に対し、当該事業の実施に当たり、関係法令を遵守し、危害の未然防止を徹底するよう指導する。

イ 無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農林水産省農蚕園芸局長通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知）を遵守し、危害の未然防止を徹底するよう指導する。

ウ 公園、森林等における農林水産航空事業の実施主体及び無人ヘリコ

プターを用いる農薬使用者等に対し、関係法令及び実施基準等を遵守し、事前通知の実施等により、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

(8) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を行うよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

- (1) 農薬販売者を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」

（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし、相互の情報の共有化を図る。

- (2) 農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、都道府県知事等への登録が義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用して販売しないよう指導を徹底する。

4 環境への危害防止対策

- (1) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

- (2) 土壌くん蒸剤に関して、臭化メチルを不可欠用途として使用する時においては、その使用量及び排出量を削減するよう指導するとともに、臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

なお、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度検出された事例があったが、未だ原因は究明されておらず、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていない。ただし、環境及び衛生関係当局から同様な情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努める等、関係機関が連携して対処する。

- (3) 「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」

（平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、養ほう関係者、農薬使用者、農業団体等の連携強化を図る。

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、高齢者、子供等が誤飲する状況
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は睡眠不足
- (3) 病後、睡眠不足等体調の万全でない状態で散布作業に従事した
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事した
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事した
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、農薬に暴露
- (7) 散布途中で喫煙したこと又は散布後農薬が付着した手で食事をした
- (8) 防除機等の点検不備により薬液を浴びた
- (9) 周辺に通行人がいることを十分確認せず散布した
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかった
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等、農薬を不適正な方法で使用した

2 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えない。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- (4) 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用する。また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行う。
- (8) 風下からの散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てることなどにより、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意する。
- (10) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- (11) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにする。
- (12) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守する。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行う。
- (13) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- (14) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、あるいは気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- (15) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- (16) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行う。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理する。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行う。
- (17) 農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行う。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できないため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足
- (4) 農薬の効果に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用

2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用の要因

当該農薬の譲受者は農家等であり、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）の知識が必要ないため、毒劇法上販売業の登録を受けた者でなければ、毒劇物を販売又は授与できない規定等が周知されていないことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、当該毒劇物を販売又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人等に伝える。
- (2) 毒劇物たる農薬の販売に当たって、当該毒劇物の廃棄においては、法律上基準があることを譲受人等に伝える。
- (3) 毒劇法第14条及び第15条の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (4) 譲受人等の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

平成 20 年 6 月 17 日
消費・安全局 農産安全管理課

合資会社「緑源」への対応について(お知らせ)

先日、合資会社「緑源」社長 諸百合子様より、農林水産省に対して、我が国の有機 JAS 制度や無登録農薬の取締に関する申立書がありました。

農林水産省では、この申立書に対する見解を別紙[PDF:13KB]のとおり取りまとめ、6 月 13 日に、「緑源」の社長あて回答しました。

本件については、地方公共団体等から多くの問い合わせがありましたので、ここに農林水産省の見解をお知らせすることにいたします。

お問い合わせ先
農産安全管理課農薬対策室
担当者:農薬指導班 仲田、坂口
代表:03-3502-8111(内線 4500)

(別紙)

平成 20 年 6 月 13 日

合資会社 緑源
社長 諸 百合子様

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課
表示・規格課

苦情申立書「漢方植物有機栽培適合資材確認と
ポジティブリストの基準と表示区分について」に対する回答

農産安全管理課、表示・規格課等に対しご送付頂いたご意見等について、当方としての考え方は以下のとおりです。

- 1 農林水産省は、ポジティブリスト制度を借用し、有機資材から食品衛生法に基づく一律基準を超える農薬成分が検出された場合に、有機栽培適合資材確認の登録ができない旨の指導を行っているが、これは問題である。

(回答) JAS 制度の中において資材の適合性に対して許認可を与える制度はありません。申立に記述されている「有機栽培適合資材確認」については、有機農産物の JAS 規格に適合することを民間団体が認証しているものです。

また、有機農産物の JAS 規格第3条で定義する使用禁止資材の使用又は混入があった場合、JAS 法施行規則第七十二条に基づき、格付けの表示の除去等が行われます。

- 2 有機資材に対して、極微量の農薬が残留している場合でも、これを不的確とする今の行政指導は問題である。

(回答) 農林水産省としては、農薬取締法に基づき、農業用の資材に農薬成分が薬効を示す程度含有されている場合、当該資材を無登録農薬に該当するものとして、取締の対象としています。

- 3 農林水産省は、農業用生産資材について、農薬慣行栽培、特別栽培、有機栽培適合確認資材の区分毎に農薬の残留基準を定め、有機栽培適合確認資材等の登録をすべき。

(回答) 農林水産省は、農作物が、食品における残留基準値を超えることの無いよう、農薬ご

とに登録を義務付け、使用基準を定めています。慣行栽培及び特別栽培における、その他の農業用生産資材において農薬成分が薬効を示す程度含有している場合の考え方については、2の回答に示すとおりです。

有機栽培適合確認資材については、1の回答に示すとおり、こうした区分は国として許認可しておりません。

- 4 天然の植物を原料とし、農家の先人の知恵で生まれた安全な有機資材は、化学農薬とは全く別のものであり、両者を農薬取締法という同一の法制度で規制することは問題ではないか。

(回答) 農薬取締法においては、農業生産の安定と国民の健康の保護並びに生活環境の保全の観点から、農作物等の病害虫の防除等に用いる資材の全てを農薬として定義し、化学合成物資はもとより天然の植物を由来とする成分も取締の対象としています。

実際本年の2月には、強い魚毒性を有する植物由来の農薬成分(ロテノン)を含む農業用資材を、無登録農薬として取り締まっています。

- 5 化学農薬、化学肥料、植物有機病害虫予防材、植物有機肥料の表示用語を適正化すべき。

(回答) 農薬については農薬取締法、肥料においては肥料取締法に基づき適正な表示方法等を定めております。その他資材において、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ農薬としての効能効果を標榜しているものは、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成19年11月22日付消費安全局長通知)に基づいて指導しています。

- 6 農業用資材の安全性を確保するため、資材に対する残留農薬検査証明書の提出を義務化。

(回答) 農業用資材のうち、農薬については農薬取締法、肥料については肥料取締法に基づきその安全性の確保を図っています。その他資材において、農薬成分が薬効を示す程度含有されている場合は、当該資材を無登録農薬に該当するものとして取締の対象としています。

農林水産省としては、こうした枠組みにより農業用生産資材の安全性は十分に確保されていると考えています。

平成 20 年 6 月 19 日

農林水産省

農薬製品ラベルの誤表示への対応について

住友化学株式会社から、農薬（水稲用除草剤）「住化バサグラン粒剤（ナトリウム塩）」の一部のラベルに、登録申請中の飼料用移植水稲が誤って適用作物等として表示されていた旨の報告がありました。これは、農薬取締法に基づく適正な表示がなされていない農薬であることから、農林水産省は、昨日、同社に対し、回収状況等について同法に基づき報告を求めるとともに、都道府県に対し、農家が誤表示に基づいて飼料用移植水稲に対して当該農薬を使用しないよう指導することを依頼しました。なお、誤表示に基づく使用を行っても食品の安全性に問題を生ずるおそれはありません。

1. 住友化学株式会社から、農林水産省に対し、水稲用除草剤として登録を受けた農薬である「住化バサグラン粒剤（ナトリウム塩）」の一部のラベルに登録申請中の飼料用移植水稲を誤って表示し、販売した（平成 19 年 5 月～平成 20 年 5 月までの製造分で、出荷量は約 593t）との報告がありました。同社においては、すでに誤表示のあった農薬の出荷を停止するとともに、

(ア) 販売先である小売店等に対し当該農薬に誤表示があった旨の告知を行うこと

(イ) 流通段階にある在庫について、正しい表示がなされている製品との交換又は正しいラベルへの貼り替えが済むまでの間の販売停止を行うこと

(ウ) 当該農薬を購入した農家に対し正しいラベルに基づく適正使用のお願い

(エ) 本件に関する相談窓口の設置を昨日から行っています。

2. 農林水産省は、当該農薬には農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 7 条に基づく適正な表示がなされていなかったことから、同社に対し、誤表示のあった農薬への対応状況、誤表示が生じた原因と再発防止策等について、同法第 13 条第 1 項に基づき、報告を求めるとともに、各都道府県に対し、農家が誤表示に基づいて飼料用移植水稲に対して当該農薬を使用しないよう指導することを依頼しました。

3. なお、万が一、飼料用移植水稲に使用をした場合でも、飼料用移植水稲への残留は、認められなかった（検出限界: 0.01 ppm 以下）ことが、農薬登録の申請時に提出されている作物残留性試験成績で確認されていることから、食品の安全性に問題を生ずるおそれはありません。

消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 担当者：農薬検査班・小島、中庭
代表：03-3502-8111（内線 4500）ダイヤルイン：03-3501-3965
FAX：03-3501-3774

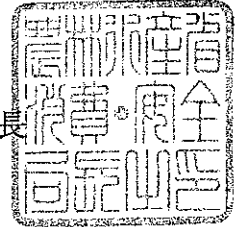


20消安第3549号

平成20年6月18日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



農薬取締法第13条第1項の規定に基づく報告命令について

今般、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に基づく登録を受けていない適用病害虫の範囲及び使用方法が表示された農薬が販売され、法第7条の規定に違反した事実が判明した。

このため、別添写しのとおり、当該製造者に対して当該農薬の出荷状況、法違反が生じた原因、再発防止のために講じた措置等について法第13条第1項の規定に基づく報告命令を行ったので御了知ありたい。



農林水産省指令 20消安第3549号



東京都中央区新川2丁目27番1号
東京住友ツインビル東館
住友化学株式会社
代表取締役社長 米倉 弘昌

貴社が製造する登録番号16117号の農薬「住化バサグラン粒剤（ナトリウム塩）」について、貴社より、登録を受けていない適用病害虫の範囲及び使用方法が表示されたものを販売したとの報告を受けたところである。これは、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第7条（製造者等の農薬の表示）の規定に違反するものであることから、法第13条第1項の規定に基づき平成20年7月2日までに下記事項について報告を命じる。

なお、本処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の取扱いについては別紙のとおりである。

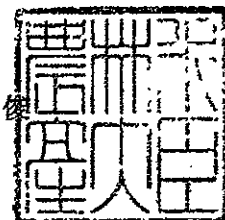
記

- 1 法第7条の規定に違反する農薬の出荷先及び出荷先別数量
- 2 法第7条違反が生じた原因
- 3 今回の件への対応として講じた措置
- 4 再発防止のために講じた措置

平成20年6月18日

農林水産大臣

若林 正 俊



行政不服審査法に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等
の教示について

平成20年6月18日付け農林水産省指令第3549号による処分に対し、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分の通知を受けた日から60日以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立てをすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

21世紀新農政2008

～食料事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～

〔平成20年5月7日〕
食料・農業・農村政策推進本部決定

農政については、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）の方向に沿って、政府一丸となって集中的に取り組んでいるところである。

このような中で、世界的な気候変動やBRIC's等経済成長が著しい国の所得向上、バイオ燃料の大幅増産等に伴う世界的な穀物の需給ひっ迫と価格高騰は、我が国の食料自給率が低水準にあることと相まって、現在及び将来にわたる国民への食料の安定供給の大きな不安要因となっている。

このため、今後、食料をめぐる諸問題について国民全体で認識を共有した上で、食料自給率向上を目指して、消費者、生産者、事業者、行政機関といったそれぞれの主体による食料・農業・農村に関する諸課題への取組を更に促進していく必要がある。

このような視点に立って、内閣に設置された各種本部との連携を図りつつ、関係府省が一体となって、下記事項を内容とする「21世紀新農政2008」を推進することとする。

I 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージを踏まえた戦略的対応

～食料の未来を確かなものにするために～

国民に食料を安定的に供給するための施策を効果的に実施するためには、国内のみならず世界の食料事情や、これらを踏まえた対応の方向性について、国民に的確に認識していただくことが不可欠である。このため、今般、「食料の未来を描く戦略会議」において取りまとめられた国民へのメッセージ「食料の未来を確かなものにするために」（平成20年5月7日）に基づき、食料をめぐる諸事情等に対する国民の共通認識の醸成を図りつつ、消費者、生産者、事業者、行政機関といった各主体による食料・農業・農村に関する諸課題への取組を更に促進する。

1 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保

(1) 国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化

国際的な食料需給、衛生・検疫制度、関税制度等の情報を一元的に収集・分析し、その成果を消費者、生産者、事業者、行政機関といった主体に対し幅広く提供するとともに、国民対話や地方版戦略会議を実施すること等により、世界や我が国の食料事情に関する認識を高め、国民的な議論の展開に資する。

また、世界の食料需給の見通しについて更に的確な分析を行うため、食料輸入国として独自の世界食料需給予測モデルの開発と需給予測に取り組むとともに、中長期的な視点に立って、不測時における国民への食料供給の在り方について検討を開始する。

(2) 国内における食料供給力の強化

不透明な国際的な食料の需給事情に対応して、現在及び将来にわたり食料の安定供給を図っていくためには、国内で国民に対する食料を供給する力を強化しておく必要がある。このため、平成18年度にカロリーベースで39%に低下した食料自給率の向上と不測時における食料安全保障の確保の観点に立って、次の点を中心に、国内における食料供給力の強化に積極的に取り組む。

① 米利用の新たな可能性の追求

我が国の貴重な食料生産装置であるとともに、国土保全、景観保持等の多面的な機能を有する水田の有効活用を図るため、米を消費が減少している「ご飯」としてだけでなく、「米粉」としてパン、麺類等に活用する取組を本格化するとともに、飼料として活用するための課題に積極的に取り組む。

また、米は食料としての利用を優先することが原則であるが、水田を有効利用しつつ不測時の食料供給にも活用できるよう、稲わら等のセルロース系原料と併せ、バイオ燃料の原料として利用するための研究開発やモデル構築に努める。

② 飼料自給率の向上対策

国際的な穀物需給がひっ迫していることを踏まえ、青刈とうもろこしや稲発酵粗飼料の生産促進、耕作放棄地における放牧の促進等を図るとともに、食品残さを飼料化したエコフィードや飼料用米の生産・利用を促進する。

③ 農林水産業と食品産業等の連携の強化

国産の農林水産物の需要に応じた生産と積極的な活用を一層推進するため、農林水産業と商工業等のそれぞれの技術やノウハウ等を活用する農商工連携を積極的に推進する。(後掲Ⅱの2)

国産ニーズの高い野菜や畜産物等の供給体制の整備を促進するため、「加工・業務用需要対応プラン(仮称)」を策定し、同プランに基づき生産に取り組む産地、農業経営等に対して重点的な支援を行う。

④ 食料供給コストの縮減

食料供給コストを平成17年から5年で2割縮減するとの目標の達成に向け、「食料供給コスト縮減アクションプラン」(平成19年4月27日改定)の着実な実施により、生産から流通・加工の各段階において食料供給コストの縮減を図る。生産現場でのコスト縮減の取組事例等を取りまとめた「品目別生産コスト縮減戦略」の普及・活用、一層の省力化、資材の節減等を通じて生産コストの縮減に資する農業機械の開発やレンタルサービス等を通じた普及、食品流通における電子タグ等の新技術を活用したビジネスモデルの構築等を推進することにより取組の加速化を図る。また、農協系統の経済事業改革について、生産資材価格や流通コストの低減等を確実に実行し、改革の成果が生産者とりわけ担い手に還元されるよう、その取組の徹底を図る。

(3) 農業に関する国際交渉等への戦略的な対応

① WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組

WTOやEPAの国際交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針の下、食料安全保障や国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、日本として最大の利益を得られるよう取り組む。

WTO農業交渉については、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指し、関係各国との連携を緊密に図りつつ交渉に取り組む。

EPAについては、WTOを中心とする多角的貿易体制を補完するものとして、農業の重要性を十分認識し、各国・地域との交渉に戦略的に取り組む。

② 国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献

北海道洞爺湖サミット及び第4回アフリカ開発会議(TICADIV)が開催されることを踏まえ、農業生産性向上のため、生産拡大に向けたネリカ米の改良等の研究開発、かんがい施設の整備・更新を通じた農業用水の確保、農業者の協同組織化等のアフリカへの協力を推進するとともに、「売れる農林水産物づくり」に向けた南南協力による人材育成等を内容とする「開発イニシアティブ」を着実に推進する。

また、バイオマスの利活用を加速化し、従来の食料等の生産の枠を超え、農林水産業・農山漁村の新たな領域を開拓する。(後掲Ⅲの1)

③ 我が国農林水産物・食品の輸出の促進

平成25年までに我が国農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模とすることを目指し、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」(平成19年5月25日農林水産物等輸出促進全国協議会了承)に沿って、検疫協議の加速化をはじめとする輸出環境整備等を推進するとともに、意欲ある農林漁業者等にとって見本となる「輸出ビジネスモデル」の確立を図るなどの輸出促進策に戦略的に取り組む。

2 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

(1) 消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取組の充実

① 消費者の信頼の確保

食品表示の適正化を図ることを通じ、消費者の「食」への信頼を確保するため、内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省及び農林水産省により構成する食品表示連絡会議（国レベル）や関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で設置する食品表示監視協議会（都道府県レベル）等を通じて関係機関との連携を図るとともに、広く国民から食品の表示について情報提供を受ける「食品表示110番」の体制の充実、食品表示特別Gメンの新設等を通じて監視体制の強化を図る。問題のある事業者に対しては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく指示等を行うなど迅速な是正の措置を講ずる。

また、加工食品の原料原産地表示について、食品事業者による自主的な情報提供を推奨するため、食品事業者向けの手引きによる周知、事業者表彰の実施等の措置を講じる。

食品産業の各業界に対し、国が示す信頼性向上のための手引きに沿った自主行動計画の策定や計画に基づく取組を要請する。これにより、平成20年度中に、自主行動計画を180団体以上で策定するとともに、平成22年度までに、7割以上の中小食品事業者において企業行動規範の策定を目指す。また、民間の格付機関等多様な主体が、食品事業者による消費者の信頼確保のための意欲的な取組を、格付けや表彰等により評価・奨励するための枠組み作りを推進する。

② 生産から食卓までの食品の安全の確保

農産物、食品等におけるカドミウム、O157等の危害要因の汚染実態調査、汚染リスクを低減するための技術確立や生産・製造段階での取組指針の策定等を進めるとともに、平成23年度までにおおむねすべての主要産地（2,000産地）において農業生産工程管理手法（GAP）の導入を目指すとの目標の達成に向けて、コスト削減や品質向上等の生産現場におけるメリットの明確化等に取り組む。さらに、畜産分野においては、鶏卵のサルモネラ汚染をはじめとする微生物等による畜産物汚染のリスクを低減するため、危害分析重要管理点（HACCP）手法を活用した飼養衛生管理の実践を図る。これにより、平成25年度までにHACCP手法を用いた農場を全国的に広げること（5,000農場）を目指す。

また、農薬登録制度について、国際基準等と調和した新たな試験項目の導入などにより、農薬の安全性の更なる確保を図る。

食品の安全性の確保と品質管理の高度化に資するHACCP手法について、大手企業に比べてその導入率が低位にとどまっている中小規模の食品製造事業者を中心に、人材育成等の取組を支援することにより導入の推進を図る。

(2) 米を中心とする食生活の実践に向けた取組

米の消費量の減少や畜産物・油脂類の消費量の増加等により栄養バランスが崩れるとともに、食料自給率の低下にもつながっていることを踏まえ、食育の一環として、ごはん食に関する正しい知識の普及を図り、米を中心とする食生活の実践を図る。特に、朝食欠食の改善を図る「めざましごはんキャンペーン」の展開、コンビニ・外食等における「朝ごはんビジネス」の推進、伝統的な日本文化である和食の食べ方を身につける機会を増加させるための米飯学校給食の一層の普及・定着、「家族揃って夕ごはん」の推進（ワークライフバランスの実現）等に取り組む。

(3) 食と農のつながりの深化に向けた取組

学校給食や企業の食堂等における地場農林水産物の活用の推進を図るとともに、年間を通じた品揃えの充実、効率的な集荷体制の構築、異業種との連携等を通じた経営の高度化等により、直売所を中心とした地産地消の取組を一層推進する。

都市住民の身近に存在する都市農業・都市農地を活用し、市民農園等での農業体験活動を通じて都市住民の農業への理解の増進を図る。

3 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

(1) 意欲と能力のある担い手の育成

意欲と能力のある担い手の育成と経営発展により我が国農業の食料供給力を強化する。このため、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）について、一定の経営規模要件をクリアする努力を梃子に土地利用型農業の体質を強化するという制度の根幹は維持しつつ、市町村特認制度の創設、申請手続の簡素化等の改善の内容を現場に周知しながら、着実に推進する。その際、集落営農の組織化に向けた活動への支援等により、小規模・高齢農家が集落営農により参加しやすくする。また、経営の法人化への取組を推進するとともに、経営の発展段階に応じて、異業種との提携等も活用した新規作物の導入、農産物の加工販売、新たな販路の開拓等の取組や、経営診断を通じた経営管理能力の向上等への支援を行うことにより、多様な農業経営の発展を促す。

農内外からの若者の就農を促進するとともに、他産業の経験を有する団塊世代などの農業への参入に資するため、情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に応じた支援を行う。集落営農を支える人材の確保や農業法人等への雇用による就農の促進に向けた支援を行うとともに、女性、高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを推進する。

外国人研修・技能実習生の受入れについては、開発途上国等の「人づくり」における役割の重要性に鑑み、農業分野において適正かつ効果的な受入れが行われるよう、受入れ体制の整備を行うとともに、制度全体の適正化に向けた見直しを踏まえた対応を検討する。

(2) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進

① 農地政策改革等

国内の食料供給力の向上に向け、最も基礎的な食料生産基盤である農地について、優良農地の確保と有効利用を図るための改革を進める。このため、「農地政策の展開方向について」（平成19年11月6日農林水産省）に基づき、全体の改革が、遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとして始められるよう、順次具体化する。優良農地の確保対策を充実するとともに、農地の有効利用を図るため、農地の所有者にとってはより貸しやすく、農地の利用者にとってはより借りやすくするための措置を講じることとし、そのための条件整備として、農地情報の一元化とその活用を促すとともに、耕作放棄地の計画的な解消の取組を進める。

良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保するため、新たな土地改良長期計画を策定し、農業農村整備を計画的・効率的に実施する。

② 水田の有効利用

稲作を営む農業者の経営を安定させるとともに、地域水田農業の活力の維持を図るため、行政、農協系統、集荷団体等の関係者がそれぞれ及び相互に連携して生産調整目標を達成するため全力をあげる。各地域・都道府県及び全国において、関係機関が相互に連携し、生産目標数量の配分・水稻の作付け・収穫の各段階における生産調整の取組状況を把握するとともに、的確な指導を行う。麦、大豆、飼料作物等の生産の拡大や米粉の原料用米等非主食用米の低コスト生産技術（多収品種・直播栽培・二期作・麦と非主食用米の年2作等）の確立に向けた取組を支援する。

③ 耕作放棄地の解消

食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、増加傾向にある耕作放棄地（全国の耕作放棄地面積：38.6万ha（2005農林業センサス））の解消に取り組む。すべての耕作放棄地について現地調査を行い、農業的利用ができる土地と農業的利用ができない土地に振り分け、「耕作放棄地解消支援ガイドライン」等を踏まえ、市町村における耕作放棄地解消計画の策定・実施を推進する。これにより、平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を目指す。

(3) 先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮

① イノベーションを先導する技術開発の加速化

原油価格の高騰、バイオ燃料需要の増加等によるエネルギー事情の変化や担い手の減少・高齢化等に対応するため、栽培技術とロボット、IT等の先端工学技術を複合化した新たな省力栽培システムの開発など、省エネルギー・省力・コスト低減に向けた技術開発を推進するとともに、新食品・新素材の開発等により農林水産業の新たな可能性を開拓する。

② 知的財産の戦略的な創造・保護・活用

農林水産・食品分野における知的財産の創造・活用を一層促進するため、現場で開発された知的財産の流通手法を開発するとともに、知的財産に関する情報を一元的に提供し、知的財産実務者や他業種に従事する者との情報交換・連携を促進する場としての「農林水産知的財産ネットワーク」を構築する。知的財産の保護体制を強化するため、我が国の登録品種の海外への無断持ち出し等の権利侵害に対応し、「東アジア植物品種保護フォーラム」の場を通じてアジア諸国における品種保護制度の早期整備を働きかけるとともに、DNA品種識別技術の開発を推進する。

Ⅱ 農山漁村の活性化

1 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開

活力ある農山漁村の再生に向けて、「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合）に即し、地域リーダーの育成やアドバイザーからの指導・助言による地域活性化を担う人材の育成、祭りや伝統文化の保全・復活等による集落の再生、農商工連携など、地域の主要産業である農林水産業を核とした地域経済の活性化に向けた取組を積極的に支援する。子ども達の農山漁村での宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、将来的に、毎年、全国120万人（1学年規模）の小学生が参加できるように、モデル地域における受入体制の整備を推進する。

また、「立ち上がる農山漁村」や「オーライ！ニッポン」等の優良事例を分析し、ネットワーク化を進めることにより、全国的な取組への発展を図る。

「農地・水・環境保全向上対策」による創意工夫を生かした地域活動や環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進、中山間地域等の条件不利地域への支援等を通じて、豊かな田園環境を保全し、活力ある農山漁村地域の実現を図る。

さらに、農山漁村の活性化に向けて、農協等の意思決定過程及び農業経営への女性の参画を促進し、農山漁村における男女共同参画を推進する。

2 農林水産業と食品産業等の連携の強化

第169回国会に提出した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案」により、農林漁業者が中小企業者と連携して行う先進的な農商工連携の取組を支援する。また、流通業、外食産業、観光産業等のノウハウを活用した消費者ニーズに即した商品開発や販路拡大の取組を支援する。さらに、農林水産業と商工業等のそれぞれの技術や特徴等を活用する農商工連携のモデル的取組を選定した「農商工連携88選」を作成し、その内容を積極的に紹介する。

産地と研究機関、民間企業の力を結集して新食品・新素材の事業化を図る取組を支援することにより、新たな需要を創出する。

3 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

平成20年2月に施行した「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく個体数調整、侵入防止柵の整備等による鳥獣による被害の防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を支援する。イノシシの効率的な捕獲技術や鳥獣を引き寄せにくい営農管理技術など効果的な被害防除技術の開発・普及に取り組む。

Ⅲ 環境・資源対策

1 バイオマスの利活用の加速化

(1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大

第169回国会に提出した「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案」により、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携による低コストでのバイオ燃料の安定供給に向けた取組を支援する。これにより、平成23年までに国産バイオ燃料を5万k1生産することを目指す。さらに、食料と競合しない稲わらや間伐材等の非食用資源から効率的にバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進し、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を目指す（技術の開発等がなされれば、2030年頃には600万k1の国産バイオ燃料の生産が可能（農林水産省試算））。

(2) 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについて、複数の市町村が連携した広域的なバイオマスの利活用モデルを構築することなどにより、バイオマスの利活用をさらに加速化し、平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築することを目指す。

2 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献

(1) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」（平成19年6月21日農林水産省地球温暖化・森林吸収源対策推進本部決定）に基づき、京都議定書の6%削減約束を達成するため、森林吸収源対策やバイオマス資源の循環利用等の農林水産分野の排出削減対策の加速化を図るとともに、地球温暖化の進行により懸念される農林水産業への影響に対処するための適応策を推進する。また、たい肥の施用など適切な土壌管理を通じて、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能を向上させていくためモデル地区での実証を行うとともに、農山漁村地域における低炭素社会の実現を目指して、地域全体でCO₂を削減する取組や、CO₂排出量の実態把握、効果的な表示方法の検討等による省CO₂効果の「見える化」を推進する。

(2) 農林水産業における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」（平成19年7月6日農林水産省新基本法農政推進本部決定）及び「第三次生物多様性国家戦略」（平成19年11月27日閣議決定）に基づき、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、間伐等による森林の適切な整備・保全、藻場・干潟の造成・保全等、生物多様性をより重視した農林水産施策の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発等に取り組む。生物多様性の保全を重視した農林水産業の生産活動を国民に分かりやすくアピールし、農林水産業に対する理解の促進を図るため、「生きもの認証マーク」の創設について検討する。これらの取組については、平成22年に名古屋市で開催される予定の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において世界に向けて発信する。

3 北海道洞爺湖サミットへの対応

平成20年7月に開催される北海道洞爺湖サミットに向けて、我が国が進めるエネルギー変換効率の高い革新的な技術、地域の実情に即した利用システムを構築するバイオマスタウン等の普及を促進する。

洞爺湖周辺地域をはじめ、国内におけるバイオマスタウン構想の策定を進めるとともに、セルロース系原料からのバイオ燃料生産技術、バイオディーゼル燃料やペレットなどによるエネルギーの地産地消等に取り組む。メディアセンターの内装材、調度品に間伐材を活用するとともに、サミット会場においてバイオマス製品を使用する。

21世紀新農政2008のポイント

～食料事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～

平成20年5月

農林水産省

(目次)

○ 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージのポイント	2
○ 「21世紀新農政2008」の構成	3
I 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージを踏まえた戦略的対応	
1. 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保	4
2. 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開	5
3. 国内農業の体質強化による食料供給力の確保	6
II 農山漁村の活性化	7
III 環境・資源対策	8

「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージのポイント

(参考)

背景

【世界の食料事情は深刻化】

- 人口増加、途上国を中心とする経済発展、砂漠化の進行などにより、今後、世界の食料需給は逼迫。
- バイオ燃料需要の拡大、異常気象の頻発、水資源の不足などによって、世界の食料供給は不安定化。

【わが国の食料供給力は弱い】

- 食料の6割を海外から輸入。
- 輸入食料を特定の少数の国に依存。
- 耕作放棄地や不作付地が拡大。

【食生活の乱れが引き起こすさまざまな問題】

- 米の消費量が減り、畜産物や油脂の消費量が増えた結果、肥満や生活習慣病につながり、食料自給率も39%に低下。
- 食生活の乱れや、家庭で大量の食料廃棄。

求められる対応

【広く理解と共感を得ること】

- 米をはじめとする国産の農産物の消費が、食料自給率の向上のみならず、健康増進やふるさと、農村の活性化、地球環境の保全などの観点からも望ましいことについて、広く理解と共感を得る必要。

【国内の農業資源の有効活用】

- 耕作放棄地を解消するなど国内の限りある農地を十分利用することが大切。農業者の声を耳を傾けるなどにより、そのための条件を明らかにする必要。
- 技術と高い意欲を有する農業経営を中心に多様な人々が営農に参画できる仕組みや、技術の開発・普及、人材育成も重要。

【消費者の国産ニーズに応える努力】

- 国産食料の利用拡大に向けて、食品製造業や外食産業の理解と協力が必要。
- 国産食料に対する消費者や食品産業のニーズに、農業者は的確に応える必要。
- 農業と食品産業は安全性と品質の確保と偽りのない情報を提供する必要。

【長期的・戦略的な取り組み】

- 米粉製品の開発・普及、飼料米の生産、食品廃棄物の飼料化に取り組むことが不可欠。
- 食料と農業に関する国際協力を積極的に行うべき。

【食料の安定供給は国の責務】

- 国は食料安全保障の具体策を確立する必要。
- 刻々と変化する世界の食料事情について、正確な情報を迅速に伝えることで、社会の冷静な行動を促すことも重要。

【食料の未来を確かなものにするために】

- 国民がそれぞれの立場において、できることから長続きするかたちで取り組むことが大切。
- 国と地方公共団体は農業者、食品産業事業者、消費者の取り組みを効果的に促進する手段を講じる必要。

「21世紀新農政2008」の構成

世界の食料事情の変化に対応し、国民の期待に応える食料の安定供給体制を確立

I 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージを踏まえた戦略的対応～食料の未来を確かなものにするために～

- 1 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保**
 - 国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化
 - 国内における食料供給力の強化
 - 農業に関する国際交渉等への戦略的対応
- 2 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開**
 - 消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取組の充実
 - 米を中心とする食生活の実践に向けた取組
 - 食と農のつながりの深化に向けた取組
- 3 国内農業の体質強化による食料供給力の確保**
 - 意欲と能力のある担い手の育成
 - 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進
 - 先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮

II 農山漁村の活性化

- 1 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開
- 2 農林水産業と食品産業等の連携の強化
- 3 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

III 環境・資源対策

- 1 バイオマスの利活用の加速化
 - 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大
 - 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進
- 2 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献
 - 農林水産分野における地球温暖化対策の強化
 - 農林水産業における生物多様性保全の推進
- 3 北海道洞爺湖サミットへの対応

1. 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保

(1) 国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化

- 国際的な食料需給情報を一元的に収集・分析、提供し、国民的な議論を展開

情報の収集

在外公館、シンクタンク、商社等のネットワークを通じて情報収集

情報の分析

輸入国として独自の中長期世界食料需給予測モデルを開発

情報の提供

食料需給レポートや食料需給パンフレット等を提供

(2) 国内における食料供給力の強化

- 米粉や飼料用米などの、米利用の新たな可能性を追求
- 飼料自給率の向上対策として、青刈りとうもろこしや、食品残さを飼料化したエコフィード等の生産・利用を促進



- 農商工連携や食料供給コスト削減の取組を推進

目標：食料供給コストを平成17年から5年で2割削減

○「食料供給コスト削減アクションプラン(平成19年4月改定)」の着実な実施

低価格資材の利用や省力化技術の導入など生産現場でのコスト削減の取組事例を取りまとめた「品目別生産コスト削減戦略」(平成20年1月)の普及・活用一層の省力化等を通じて生産コストの削減に資する農業機械の開発や普及電子タグ等の新技術を活用したビジネスモデルの構築等の推進農産システムの経済事業改革の徹底

(3) 農業に関する国際交渉等への戦略的な対応

- WTOやEPAの国際交渉について、「多様な農業の共存」を基本理念として、国内農業への影響を十分に踏まえ、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針の下、戦略的に対応
- アフリカにおける農業の生産性向上や生産拡大への協力等を通じて世界の食料問題解決に貢献
- 検疫協議の加速化や「輸出ビジネスモデル」の確立等により我が国農林水産物・食品の輸出を促進

目標：農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模に拡大

○我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略(平成19年5月)

- 輸出環境の整備
- 品目別の戦略的な取組
- 意欲ある農林漁業者等に対する支援
- 日本食・日本食材等の海外への情報発信



2. 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

(1) 消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取組の充実

- 食品表示特別Gメンの新設、加工食品の原産地表示に関する自主的な情報提供の推奨等を通じて消費者の「食」への信頼を確保
- 食品産業界に対し、国が示す信頼性向上のための手引きに沿った自主行動計画の策定や計画に基づく取組を要請

目標：平成22年度までに7割以上の中小食品事業者において企業行動規範を策定

- 農業生産工程管理手法(GAP)や危害分析重要管理点(HACCP)手法の導入を推進し、生産から食卓までの食品の安全を確保

目標：平成23年度までにおおむね全ての主要産地(2,000産地)においてGAPを導入

目標：畜産分野において、平成25年度までにHACCP手法を全国的(5,000農場)に導入

農業生産工程管理手法(GAP)

生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全や環境保全などの観点から特に注意すべき事項(点検項目)を定め、これに沿って農作業を行い、記録・検証して、農作業の改善に結びつけていく手法

危害分析重要管理点(HACCP)

HACCP手法は、食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法

(2) 米を中心とする食生活の実践に向けた取組

- 食育の一環として、ごはん食に関する正しい知識の普及により、米を中心とする食生活の実践を推進
- 「めざましごはんキャンペーン」、「朝ごはんビジネス」、米飯学校給食の一層の普及・定着、「家族揃って夕ごはん」等の推進

「めざましごはんキャンペーン」の展開

- 朝食の欠食の改善を図るための広報活動を実施

朝ごはんビジネスの推進

- 中食、外食事業者に、ごはん食メニューの拡充等を要請

(3) 食と農のつながりの深化に向けた取組

- 学校給食や企業の食堂等における地場農林水産物の活用の推進や、直売所を中心とした地産地消の取組の一層の推進

学校給食における地場農産物の利用

直売所を中心とした地産地消の取組の推進

3. 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

(1) 意欲と能力のある担い手の育成

目標：他産業並みの年間労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営（農業構造の展望（平成27年））

(現状)	家族農業経営	33万~37万	
認定農業者数	237,370	集落営農経営	2万~4万
集落営農数	13,062	法人経営	1万

○ 水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進

- 平成19年12月に行った以下の見直し内容の周知徹底
- 市町村特認制度の創設
- 申請手続の簡素化
- 交付金支払時期の前倒し等

集落営農の組織化、経営状況に応じた支援の充実により、小規模高齢農家も安心して参加できるような措置
○リーダーを中心とした組織体制の充実等

○ 経営の発展段階に応じた支援による多様な農業経営の発展の促進

- 経営診断等を通じた経営管理能力の向上
- 異業種との連携等も活用した経営発展の取組への支援等

○ 農内外からの若者の就農促進

働きながら学べる就農準備校での週末研修



若者を対象とした農業法人でのOJT



○ 女性、高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくり

- 女性の起業の助長
- 農業法人等が障害者を雇用する際のマニュアルの作成

(2) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進

① 農地政策改革等

- 農地の賃借を容易にするための措置、そのための条件整備として、情報の一元化、耕作放棄地の解消等の取組を推進
- 新たな土地改良長期計画の策定

② 水田の有効利用

- 行政と農業団体の連携により生産調整目標の達成に全力

産地づくり交付金	米、大豆、飼料作物等の生産や料用米の生産の定着を支援
地域水田農業活性化緊急対策(緊急一時金)	

③ 耕作放棄地の解消

- すべての耕作放棄地の現地調査等を踏まえた市町村の耕作放棄地解消計画の策定・実施を推進

目標：平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を目指す。

(3) 先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮

① イノベーションを先導する技術開発の加速化

- 栽培技術と先端工学技術を組み合わせた新たな省力栽培システム等の技術開発の推進



② 知的財産の戦略的な創造・保護・活用

- 知的財産に関する情報提供、交換・連携を促進する「農林水産知的財産ネットワーク」の構築
- 「東アジア植物品種保護フォーラム」を通じたアジア諸国での品種保護制度の早期整備の働きかけ

II 農山漁村の活性化

1. 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開

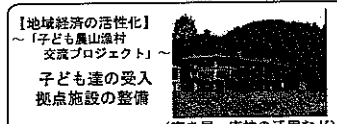
○ 地域リーダーの育成やアドバイザーからの指導・助言による地域活性化を担う人材の育成



○ 地域・都市住民、NPO、企業等の多様な主体の協働により、祭りや伝統文化の保全・復活、魅力ある地域固有の景観づくりを支援



○ 小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進するなど、都市と農山漁村の共生・対流を一層推進



目標：将来的に、毎年、全国120万人（1学年規模）の小学生が参加できるよう、モデル地域における受入体制の整備

○ 「農地・水・環境保全向上対策」による支援

- 草刈り等の地域活動
- 環境負荷を軽減する先進的な営農活動への支援



○ 「立ち上がる農山漁村」や「オーライ！ニッポン」等の優良事例の分析・ネットワーク化

○ 農協等の意思決定過程及び農業経営への女性の参画の促進

2. 農林水産業と食品産業等の連携の強化

○ 地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の連携による地域経済の活性化

- 農林漁業者が中小企業者と連携して行う先進的な農商工連携の取組の支援

- 流通業、外食産業、観光産業等のノウハウを活用した消費者ニーズに即した商品開発や販路拡大の取組の支援

○ 農商工連携のモデル的取組を「農商工連携88選」として選定・紹介

【商品の開発・生産】

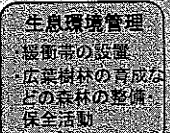
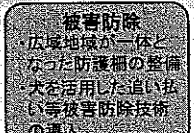
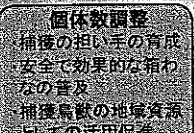
(北海道E市)
地元製粉業者と小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。

【サービスの開発・提供】

(福岡県O町)
旅館業者と農家が連携し、減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストラン、ウエディング事業を開始。年間20万人の観光客が訪れる。

3. 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

○ 市町村による被害防止計画の策定を推進し、計画に基づく取組を総合的に支援



○ 効果的な被害防除技術の開発・普及

- 効果的な捕獲技術や被害防除技術の開発・普及
- 被害防止マニュアルの作成・配布、人材の育成・確保等



III 環境・資源対策

1. バイオマス利活用の加速化

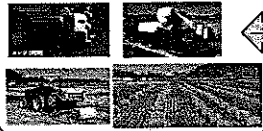
(1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大

- 農林漁業者とバイオ燃料製造業者の連携による低コスト・安定供給に向けた取組の支援

目標：平成23年までに国産バイオ燃料を5万kl生産

- 非食用資源からバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」の推進

稲わら等の効率的な収集・運搬の実証



ソフトセルロースからバイオ燃料を製造する技術の確立



一体的に取組

農林水産省試算：技術開発がなされれば、2030年頃には600万klの国産バイオ燃料の生産が可能

(2) 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

- 地産地消型・環境負荷の少ない「バイオマスタウン」について、複数の市町村が連携した広域的なバイオマスの利活用モデルの構築

バイオマスタウン

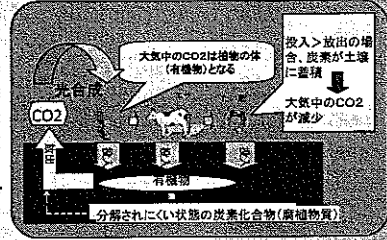
広く関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている地域。

目標：平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築

2. 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献

(1) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

- 森林吸収源対策やバイオマス資源の循環利用等の農林水産分野の排出削減対策の加速化
- 地球温暖化の農林水産業への影響に対処するための適応策の推進
- たい肥の施用など適切な土壌管理を通じた農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の向上
- CO₂排出量の実態把握、効果的な表示方法等について検討



(2) 農林水産業における生物多様性保全の推進

- 有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、間伐等による森林の整備・管理、藻場・干潟の造成・保全等
- 生物多様性の保全を重視した農林水産業の生産活動をPRするための「生きもの認証マーク」の創設を検討

目標：平成22年に名古屋市で開催される予定の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で日本の取組を世界に向けて発信

3. 北海道洞爺湖サミットへの対応

- 「日本型バイオ燃料の生産拡大」や「バイオマスタウン」など日本型バイオマス利活用を世界にアピール

道庁管内全域でバイオマスタウン構築を構築

国際シンポジウムの開催アジア地球への人材技術協力展覧



【 参考資料 】

(目次)

I 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージを踏まえた戦略的対応

～食料の未来を確かなものにするために～

(1) 国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化	3
(2) 国内における食料供給力の強化	4
(参考) 食料供給コストの縮減	5
(3) WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組	6
(参考) 我が国のEPA・FTAをめぐる状況	7
(4) 国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献	8
(5) 我が国農林水産物・食品の輸出の促進	9
(6) 消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取組の充実	10
(7) 米を中心とする食生活の実践に向けた取組	11
(8) 食と農のつながりの深化に向けた取組	12
(9) 意欲と能力のある担い手の育成	13
(10) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進	14
(11) 先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮	15

II 農山漁村の活性化

(1) 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開	17
(2) 農林水産業と食品産業等の連携の強化	18
(3)暮らしを守る鳥獣害対策の展開	19

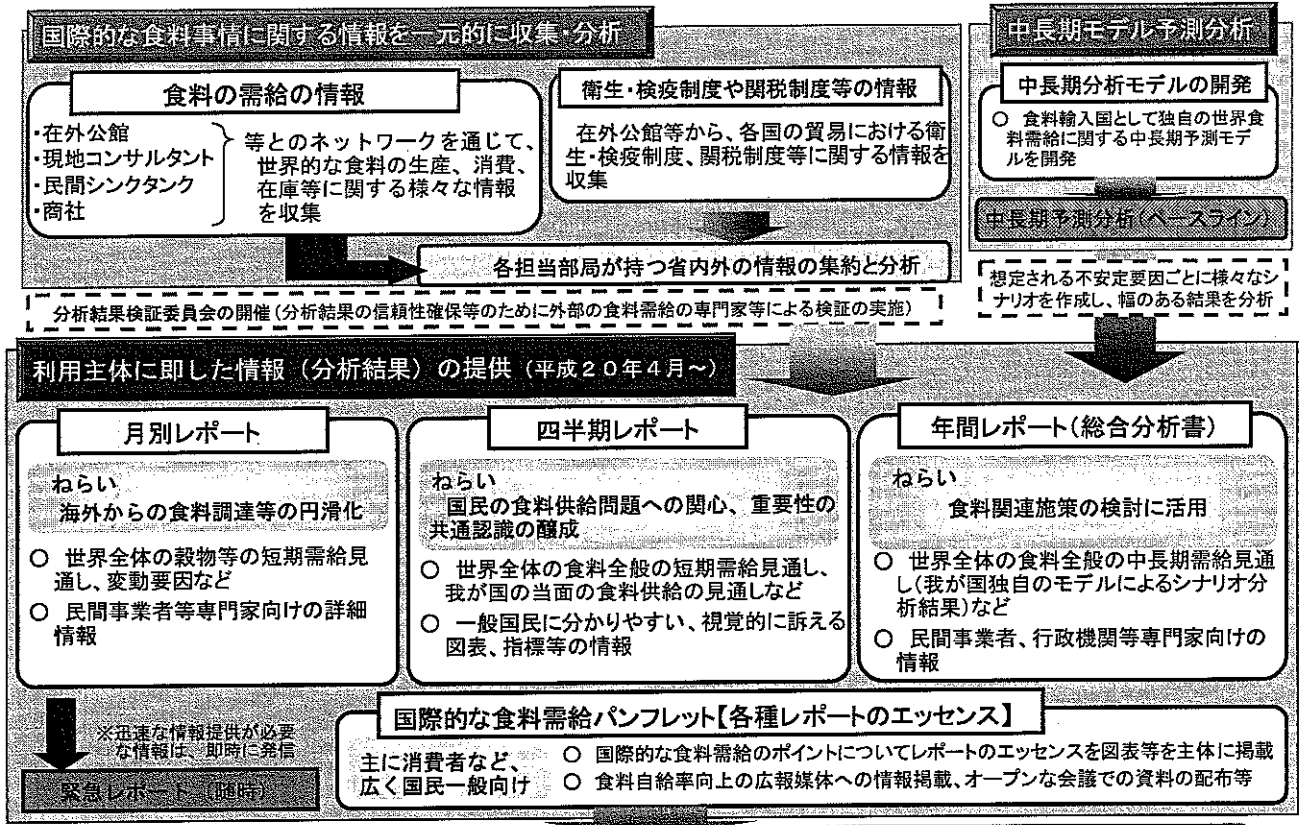
III 環境・資源対策

(1) バイオマスの利活用の加速化	21
(2) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化	22
(3) 農林水産業における生物多様性保全の推進	23
(4) 北海道洞爺湖サミットへの対応	24

I 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージを 踏まえた戦略的対応

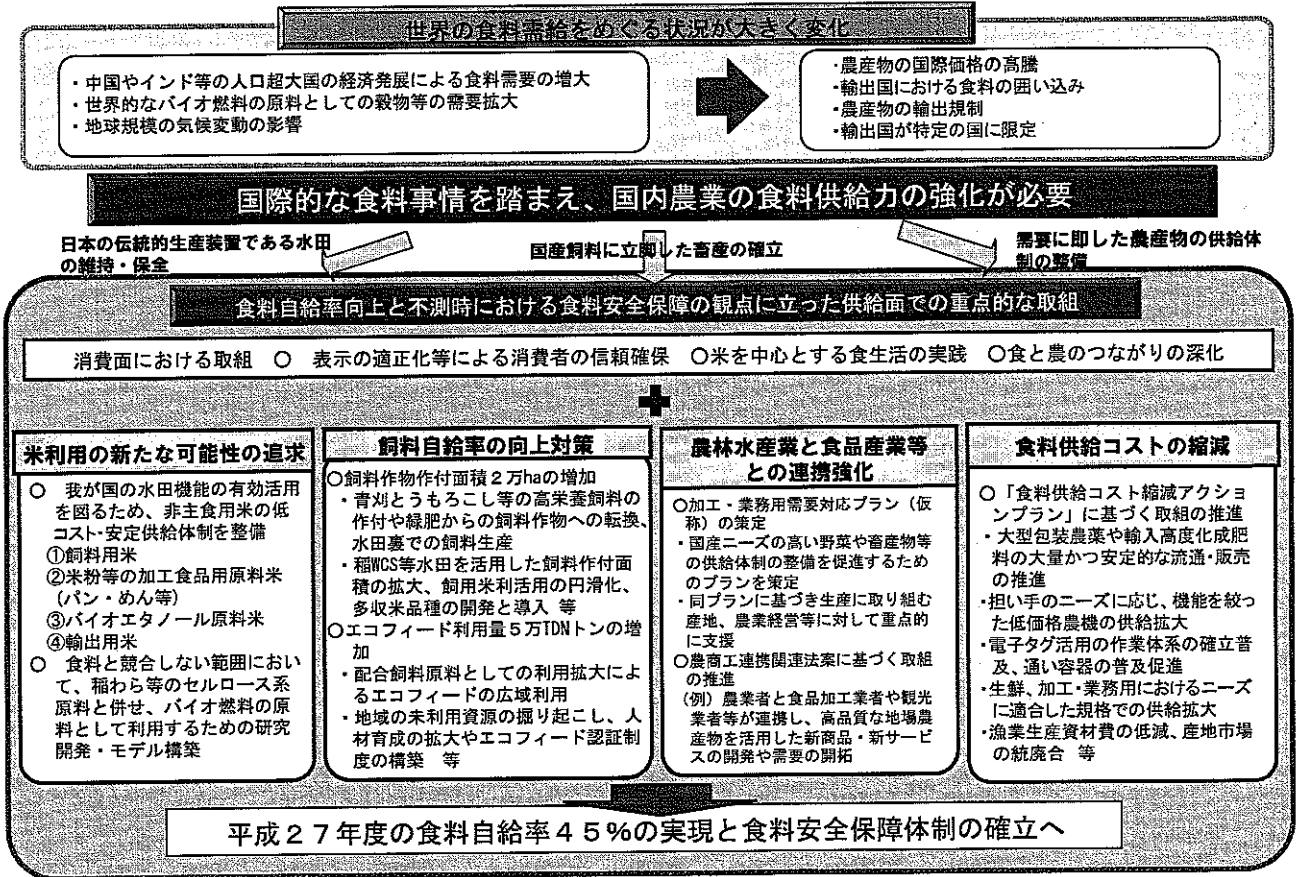
～食料の未来を確かなものにするために～

(1) 国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化



世界や我が国の食料事情に関する共通認識の醸成を図り、食料安全保障に向けた各主体の取組を促進

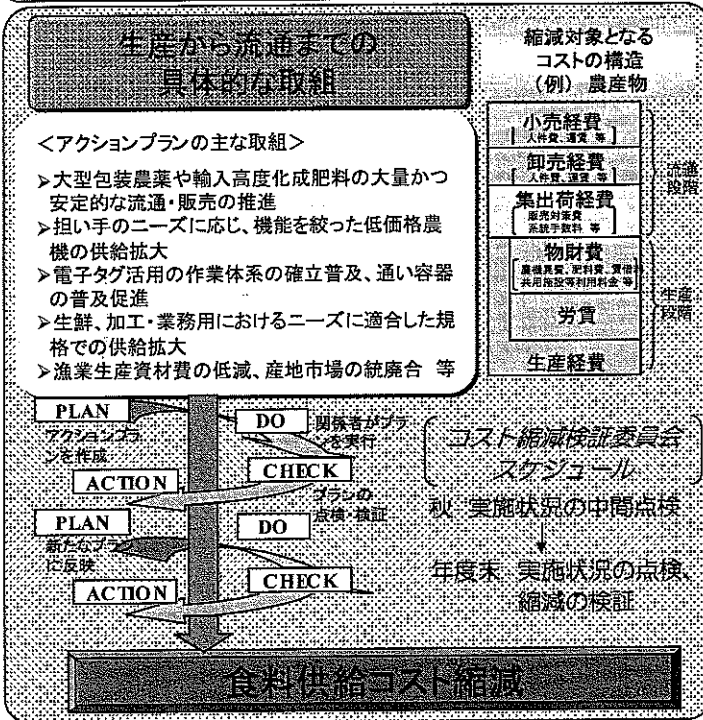
(2) 国内における食料供給力の強化



(参考) 食料供給コストの縮減

目標値：食料供給コストを5年で2割縮減【21世紀新農政2006】

「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づき、外部有識者からなる「食料供給コスト縮減検証委員会」において、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組の実施状況の検証を行いつつ着実に推進



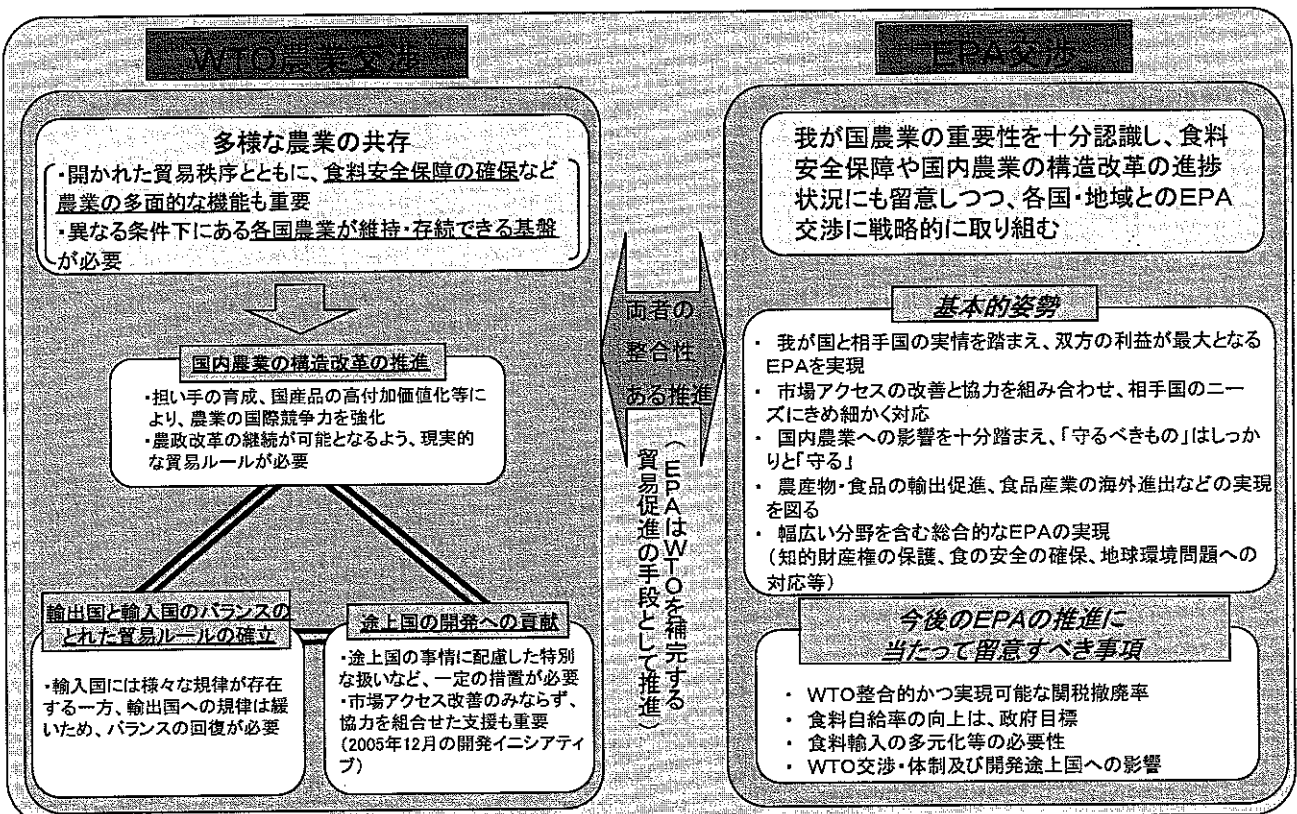
20年度は、アクションプランの具体的な取組のうち、一層推進が必要な取組について重点化

- 生産現場でのコスト縮減の取組事例等を取りまとめた「品目別生産コスト縮減戦略」の普及・活用
- 一層の省力化、資材の節減等を通じて生産コストの縮減に資する農業機械の開発やレンタルサービス等を通じた普及
- 食品流通における電子タグ等の新技術を活用したビジネスモデルの構築等の推進
- 農協系統の経済事業改革について、生産資材価格や流通コストの低減等を確実に実行し、改革の成果が生産者とりわけ担い手に還元されるよう、その取組の徹底

食料供給コスト縮減の総合的な検証手法

- 統計データに基づき検証するほか、優良事例も検証の一助とする。
- 原油価格や穀物価格の高騰等コスト上昇要因の影響を考慮し、コスト縮減に向けた取組成果の的確な評価に努める。

(3) WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組



(参考) 我が国のEPA・FTAをめぐる状況

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
発効・署名・大筋合意	シンガポール	☆署名 (1月)	☆発効 (11月)	交渉 (4月～)	交渉 (4月～)	☆署名 (9月)	☆発効 (9月)
	メキシコ	交渉 (11月～)	☆署名 (9月)	☆発効 (4月)			
	マレーシア		交渉 (1月～)		☆署名 (12月)	☆発効 (7月)	
	チリ				交渉 (2月～)	☆署名 (3月)	☆発効 (6月)
	タイ		交渉 (2月～)			☆署名 (4月)	☆発効 (11月)
	フィリピン		交渉 (2月～)	○大筋合意 (11月)		☆署名 (9月)	
	ブルネイ					交渉 (6月～)	○大筋合意 (12月) ☆署名 (6月)
	インドネシア			交渉 (7月～)		○大筋合意 (11月)	☆署名 (8月)
	ASEAN全体			交渉 (4月～)			○大筋合意 (8月) ☆署名 (11月)
	交渉中	韓国 (注1)		交渉 (12月～)			
GCC (注2)					交渉 (9月～)		
ベトナム						交渉 (1月～)	
インド						交渉 (1月～)	
豪州						交渉 (4月～)	
スイス						交渉 (5月～)	

(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。

(注2) GCC (湾岸協力理事会) 加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

(4) 国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献

アフリカ開発会議 (TICADIV)

アフリカにおける農林水産分野の支援

農業の生産性向上・生産拡大

環境・気候変動問題対策

「開発イニシアティブ」の推進

○農業の生産性向上・生産拡大

- ・農業政策: 総合的に取り組むための政策策定
- ・稲作: 低湿地での水田開発、ネリカの種子増殖・普及促進等
- ・かんがい: かんがい施設の整備・更新を通じた農業用水の確保
- ・農民組織化: 農産物流通や水管理のための農民組織化

○研究開発

- ・農作物: ネリカ稲の改良や乾燥耐性作物の開発
- ・人材育成: 日本人研究者の派遣や共同研究を通じた研究者の育成

○持続可能な森林経営の推進

- ・社会林業等の推進: 半乾燥地での農地林造成への技術協力等
- ・熱帯林資源の把握: 熱帯林資源把握のための技術開発、人材育成
- ・違法伐採対策: 木材貿易情報システム等の確立

○持続可能な農業農村開発を通じた砂漠化防止対策

- ・砂漠化防止対策: 半乾燥地帯において地域資源を利活用した対策
- ・研究開発: 乾燥耐性植物の開発等

○アフリカの成長の加速化、持続的成長、貧困削減等の観点から開発イニシアティブを推進

- ・LDC無税無枠措置の拡大、「売れる農産物づくり」に向けた南南協力、農協等のノウハウを活用した組織づくり等の人材育成
- ・農業の生産性向上・生産拡大及び環境・気候変動問題対策の重点分野における人材育成

アフリカの持続的経済成長・貧困削減、環境・気候変動問題への対処

北海道洞爺湖サミット

○アフリカを含めた途上国の開発支援において、優良品種の育成、水田稲作、かんがいの普及、農民組織化の支援や砂漠化対策の推進等を通じた農業生産性の向上の重要性につき、G8関係国で共通認識を醸成し、成果文書に反映

TICADで合意される行動計画を踏まえたアフリカ支援・世界の食料問題解決への貢献

(5) 我が国農林水産物・食品の輸出の促進

現状

- 世界的な日本食ブームの広がり
- アジア諸国等を中心とした富裕層の増加
- 輸出の順調な伸び
 - ・平成19年輸出実績：4,337億円（前年比+16%）
 - ・輸出額：過去5年間で約1,600億円増加
 - ・本格的な取組を開始した平成16年以降の平均伸び率：14%

目標 輸出額：平成25年までに1兆円規模

年度	輸出額 (億円)
H16	2,954
H17	3,310
H18	3,739
H19	4,337
H25	10,000 (1兆円)

官民が連携した戦略的取組
農林水産物等輸出促進全国協議会で官民が連携した戦略的取組（「総合的な輸出戦略」）を推進

今後の課題

- 輸出環境の整備
 - ・検査協議の加速化等
- 品目別の戦略的な取組
 - ・他の農林漁業者等にとって見本となる輸出ビジネスモデル戦略の検討・策定
 - ・品目ごとの工程表に基づく取組の進捗の検証と工程表の見直し
- 意欲ある農林漁業者等に対する支援
 - ・貿易実務経験や専門的知見を有する者の活用をはじめとする戦略的な取組に対する総合的な支援、国内外における展示・商談や情報収集の場の提供等
 - ・「輸出オリエンテーションの会」（国内商談会等）の開催
 - ・国際見本市への日本パビリオン設置、海外常設店舗の設置
 - ・貿易実務経験や専門的知見を有する者（輸出プロモーター）の活用等、明確な目標を設定し、戦略的に輸出に取り組む事業体の輸出拡大プロジェクトの支援
 - ・「農商工連携」の活用
- 日本食・日本食材等の海外への情報発信
 - ・外国人オピニオンリーダー等に対する旬の高品質な日本食・日本食材等の提供
 - ・海外に日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を伝えるPRイベント等の開催等
 - ・「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の実施
 - ・北海道洞爺湖サミットの機会を活用した日本食・日本食材や日本食文化の魅力のPR

(6) 消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取組の充実

フードチェーン

生産段階 → 流通加工段階 → 消費段階

食品の安全確保

標準手順書に基づくリスク管理の推進

- ① 有害化学物質や微生物による食品汚染実態の調査
- ② リスク低減のための技術体系の確立・開発
- ③ 危害要因ごとのリスク低減対策をまとめた指針の策定
- ④ リスク低減の取組の推進（工程管理手法の導入推進）

GAPの導入促進

- ① メリットの明確化
- ② 生産者の意識向上
- ③ 実需者の理解促進

2000産地で導入（平成23年度まで）

生産現場におけるHACCP手法による製業衛生管理の導入促進

- ① 指針の策定・普及
- ② 農場指導員による導入指導

5000農場で導入（平成25年度まで）

食品製造業者におけるHACCPの導入促進

中小規模の食品製造業者を中心とした人材育成の支援

食品の安全性の確保、品質管理の高度化

消費者の信頼確保

食品表示に対する消費者の信頼確保

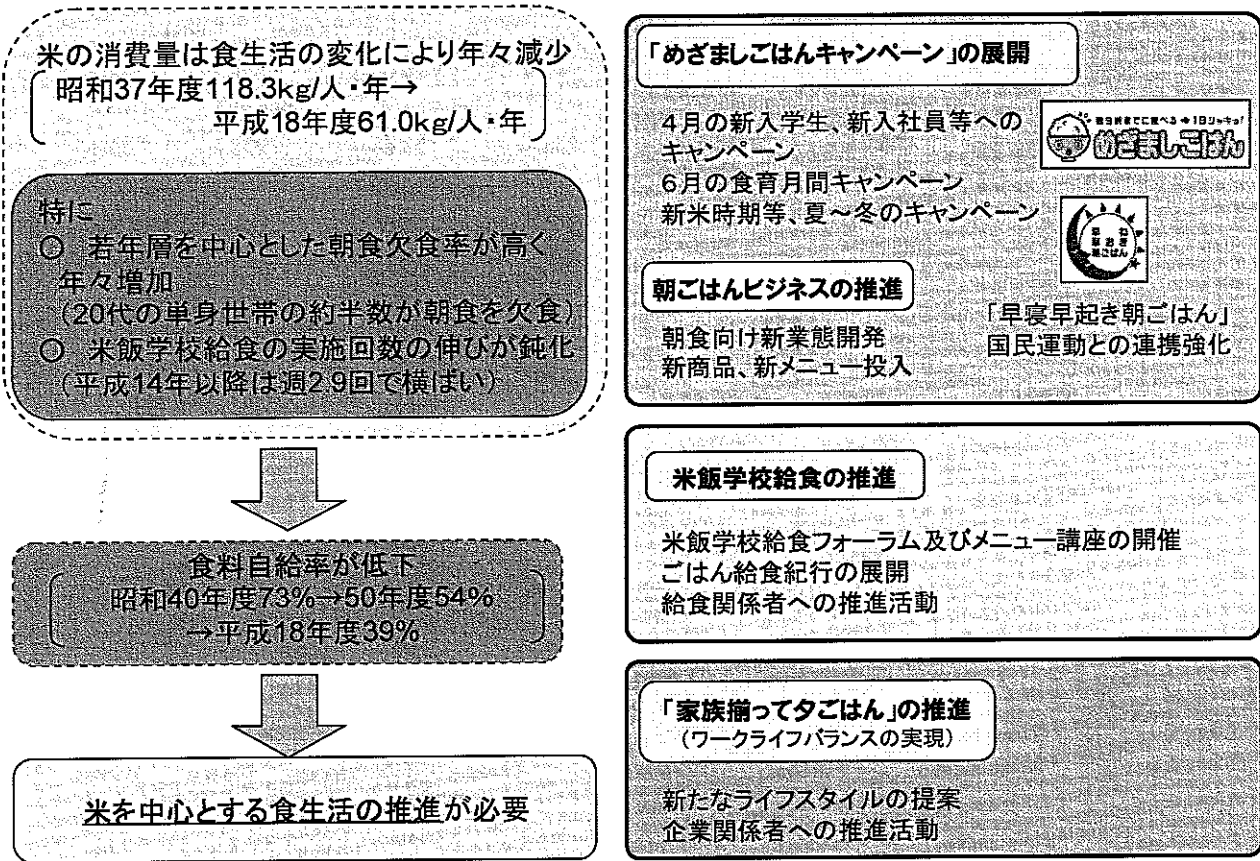
- ① 加工食品の原料原産地表示の推奨
- ② 関係各省（食品表示連絡会議）、都道府県（食品表示監視協議会）等との連携
- ③ 食品表示特別Gメンの設置、食品表示110番の充実等を通じた食品表示の監視体制の強化

食品表示の適正化

食品事業者による消費者の信頼確保

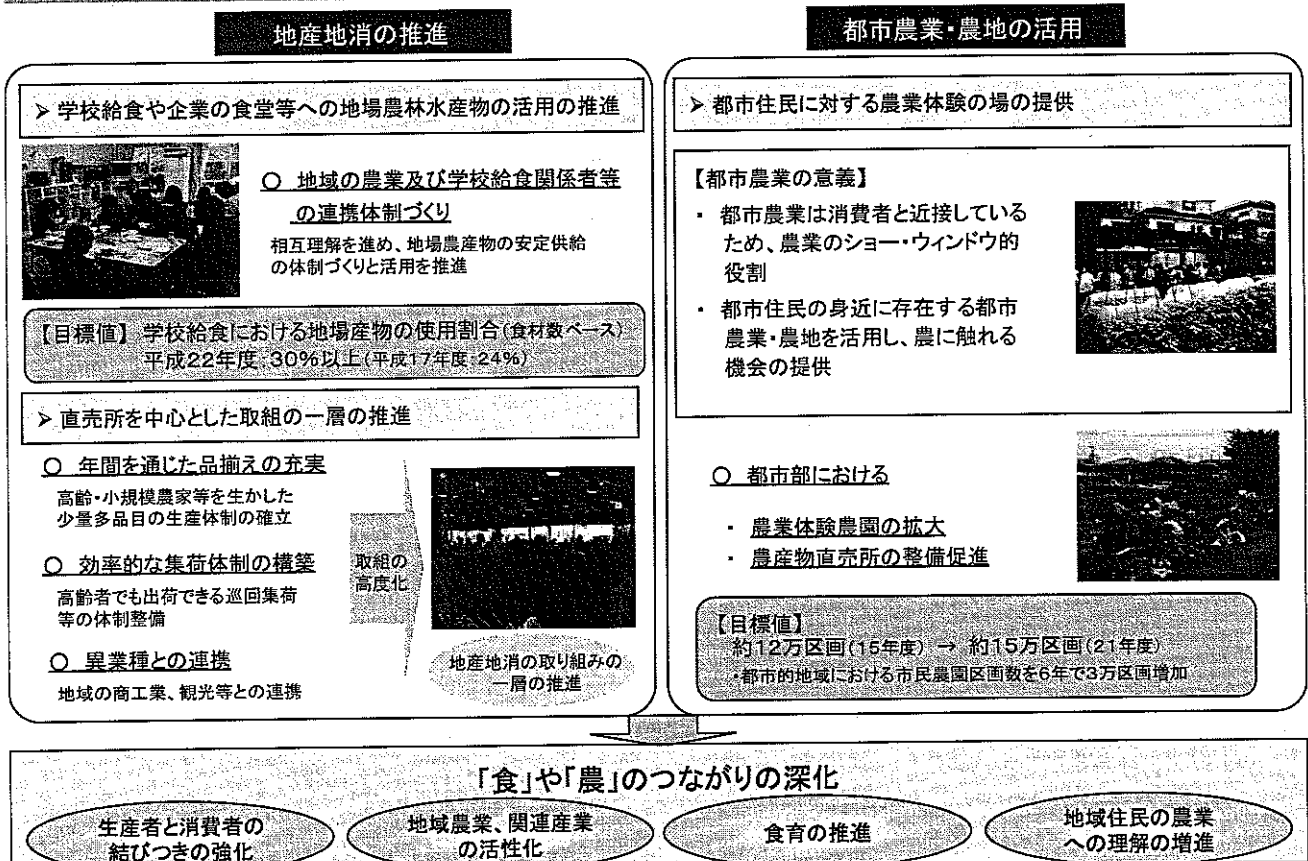
- 自主行動計画の策定や計画に基づく取組の要請
- 自主行動計画を180団体以上で策定（平成20年度）

(7) 米を中心とする食生活の実践に向けた取組

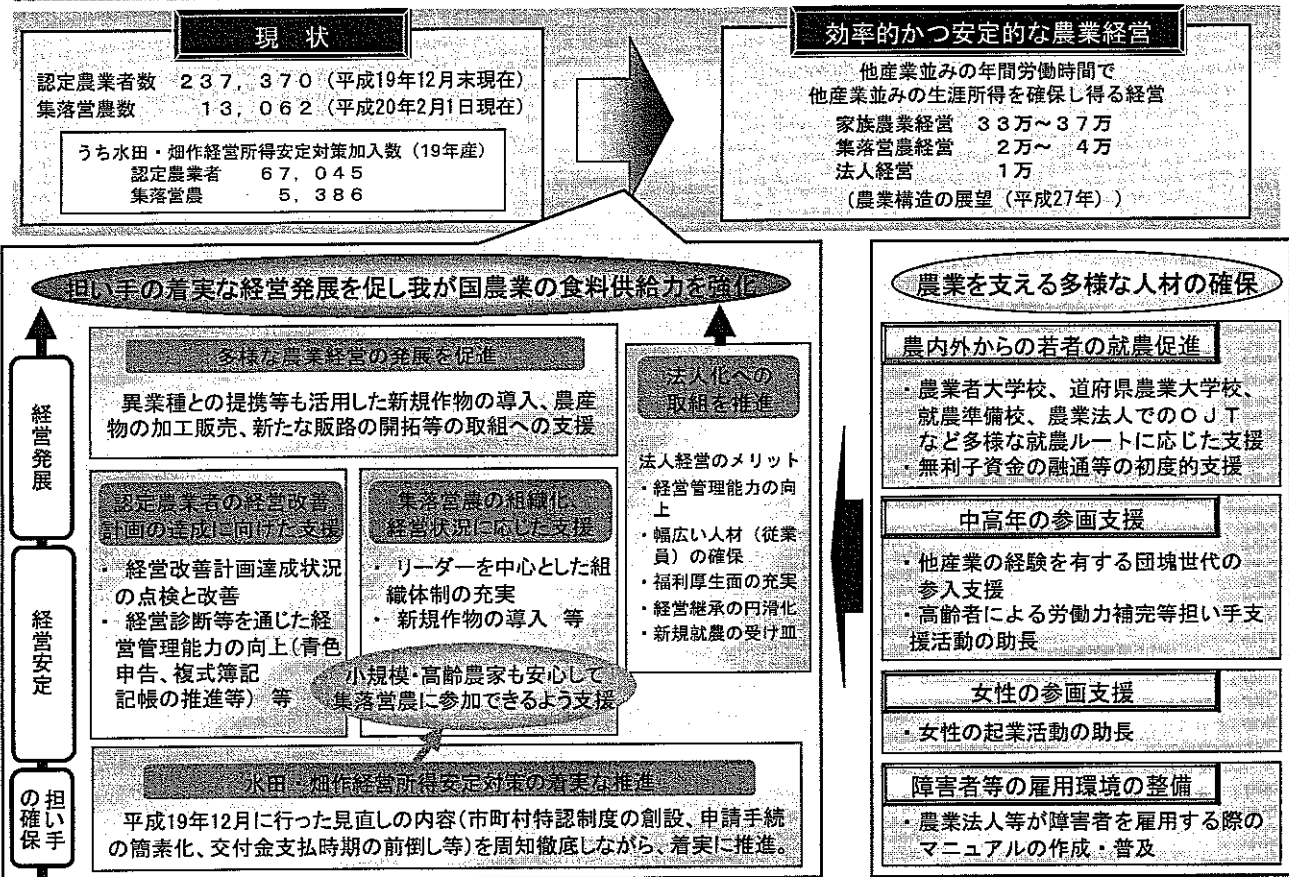


-11-

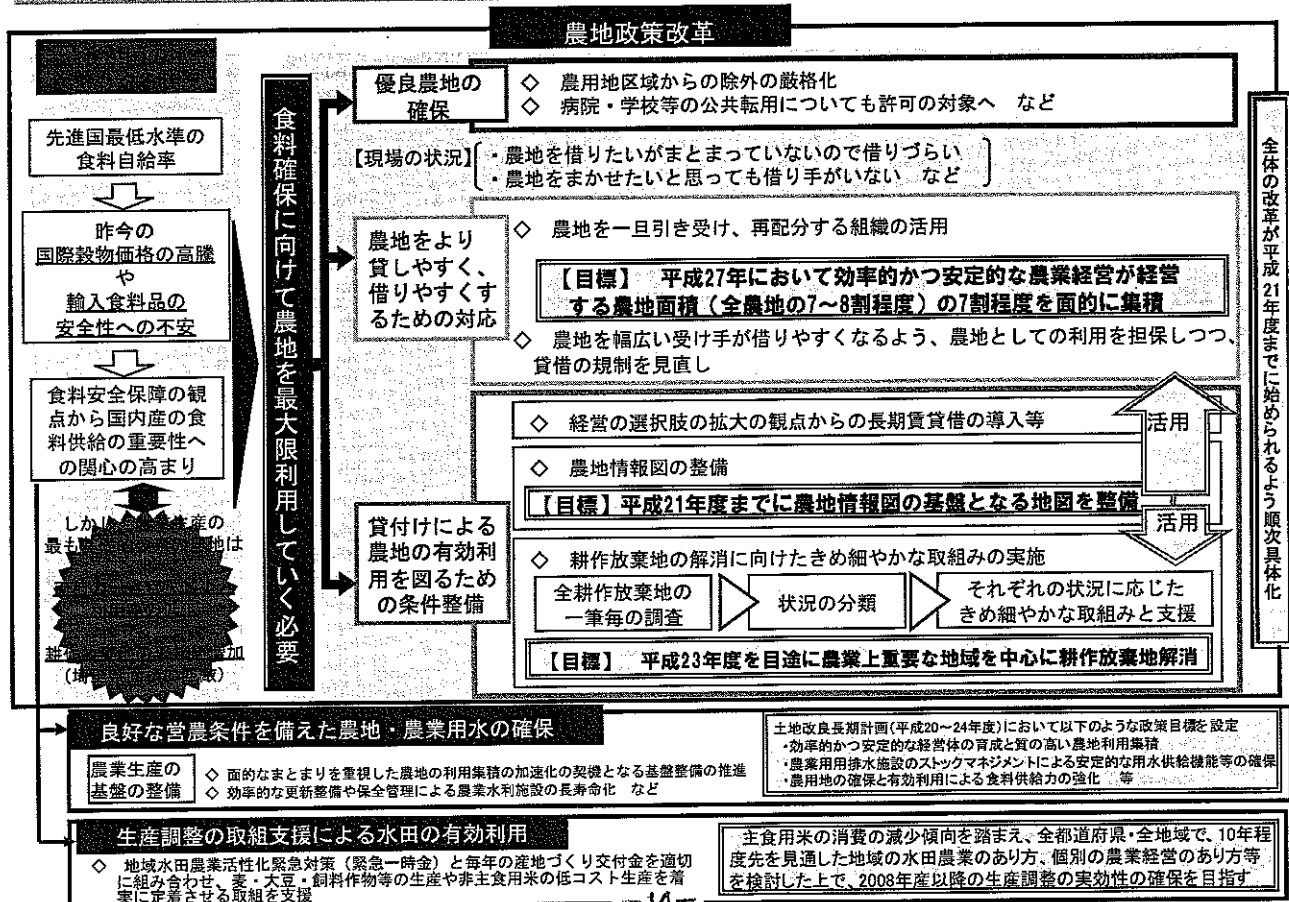
(8) 食と農のつながりの深化に向けた取組



(9) 意欲と能力のある担い手の育成



(10) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進



(11) 先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮

イノベーションを先導する技術開発の加速化

省エネルギー・省力・コスト低減に向けた技術開発

効率的、安定的な農業経営の育成に資するため、栽培技術とロボット・IT等の先端工学技術を組み合わせること等により、省エネルギー・省力・コスト低減に向けた技術開発・普及を推進。

不耕起直播栽培技術

28時間(10aあたり)

作業	従来	新技術
作業時間	48時間	28時間

育苗や田植えを省略した不耕起栽培による労働時間やコストの大幅な低減、輪作体系における機械の汎用化によるコスト低減が期待

ロボットを活用したイチゴ栽培システム

バック詰めロボット

収穫ロボット

イチゴ収穫・調整作業の多大な労働の一部代替が期待

LEDの活用

慣行の照明設備に比べ、省エネで植物の生育調節が可能

農林水産業の新たな可能性の開拓

新たな形質を持つ米の品種

カレーライス用として食味に優れたコメ品種「華麗舞」(左)
(右はコシヒカリ)

農サツマイモによる新機能創出

新機能改善利用が期待できる色素アントシアニンに富む品種「アノール」

新たな資源作物の開発による糖質とエタノール生産の複合化

高バイオマス量のさとうきび(左)と従来品種(製糖用)のさとうきび(右)

医薬・工業用新素材の創出

カイコ体内と結糸で医療用検査薬の原料となる有用タンパク質を生産

知的財産の戦略的な創造・保護・活用

知財創造・活用の活発化

◎現場で開発された知的財産の流通手法を開発

技術の管理方法・契約方法・許諾料の相場・移転相手とのマッチング方法等

◎農林水産知財ネットワークの構築

他分野との連携、知的財産実務者等との情報交換・連携

共同研究促進、新研究分野開拓、研究成果の実用化促進

知財保護の強化

◎植物新品種等知財保護の強化

「東アジア植物品種保護フォーラム」を通じて、アジア諸国における品種保護制度の早期整備を働きかけ

水際取締の強化のためのDNA品種識別技術開発

海外での侵害事例の発生

ともおとめ 農手亡(いんげん) ひのみどり(いぐさ)

目標値：機能性農産物等の新食品・新素材の市場規模を 5年で3倍超に拡大
→ 22年度 700億円程度

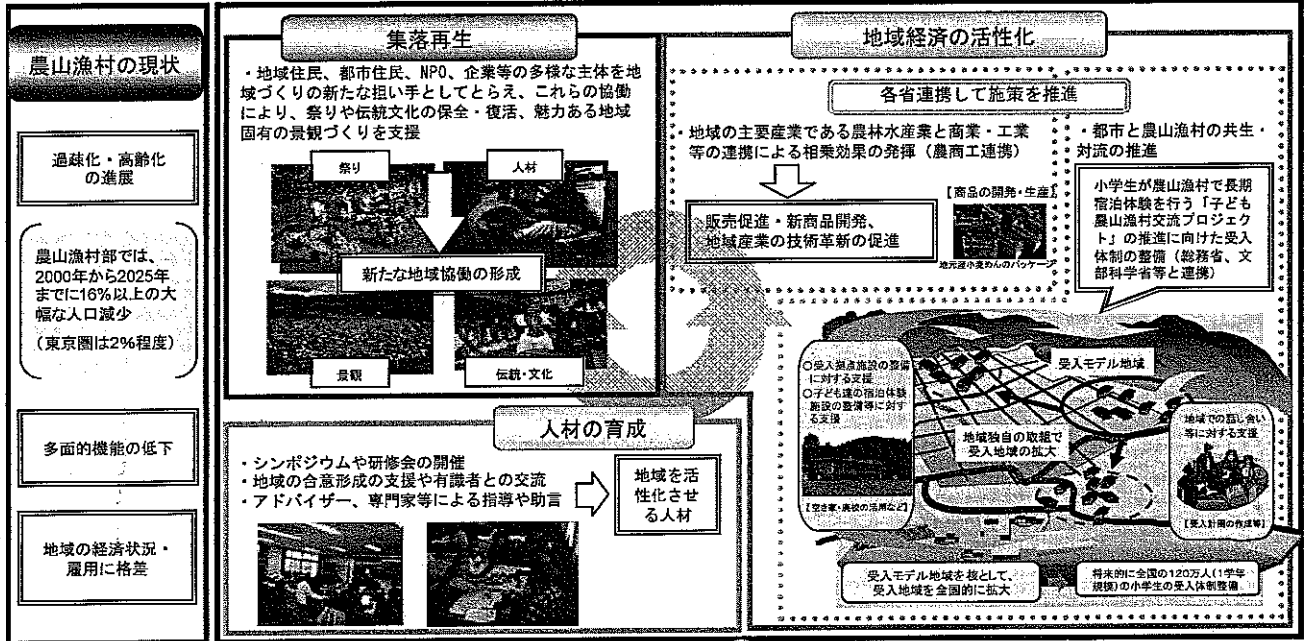
目標値：育成者権保護の整備
平成23年度までにDNA品種識別技術(40種類)の実用化

技術革新をエンジンに、知的財産の活用により我が国農業の潜在力を発揮させ、競争力強化や地域振興、食料等諸課題解決に貢献

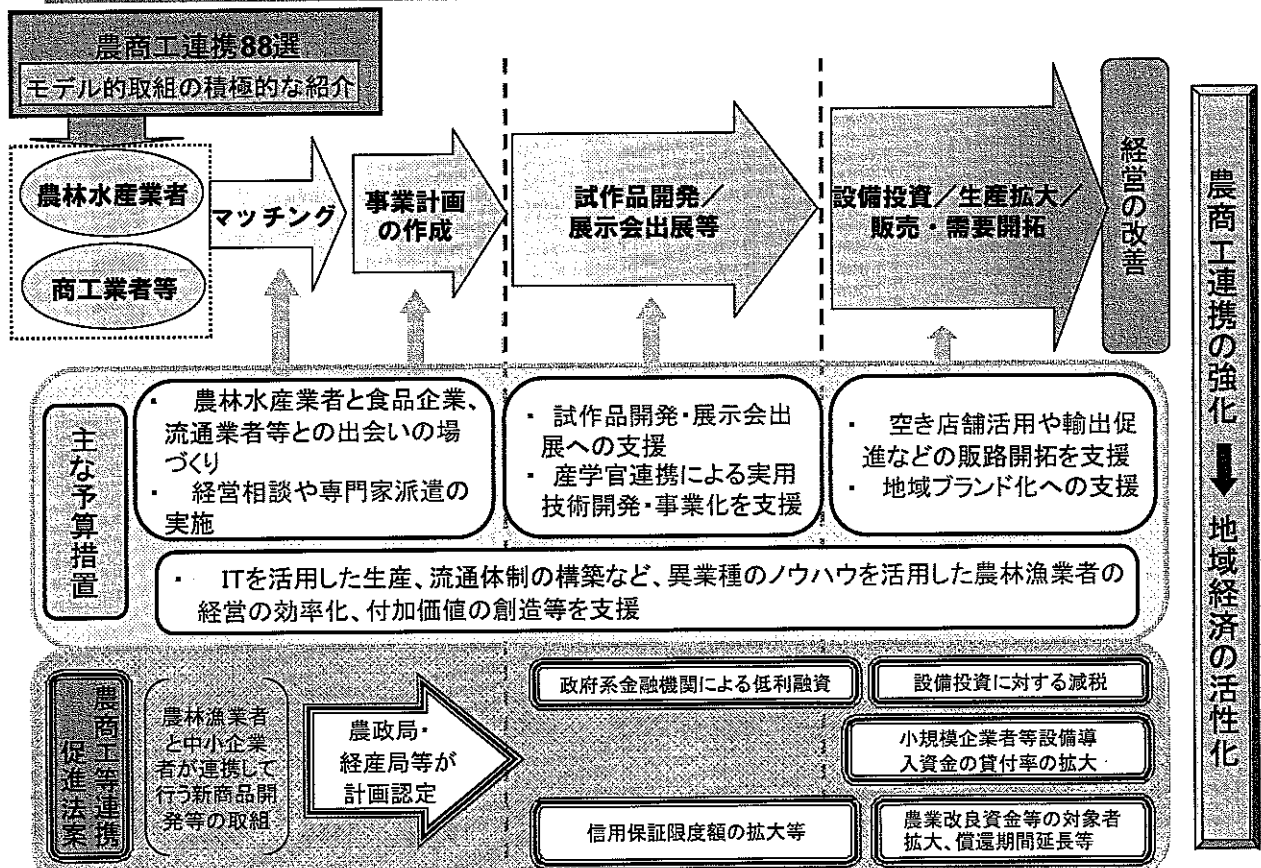
Ⅱ 農山漁村の活性化

(1) 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開

～人材への直接支援、農山漁村集落の再生、地域経済の活性化～



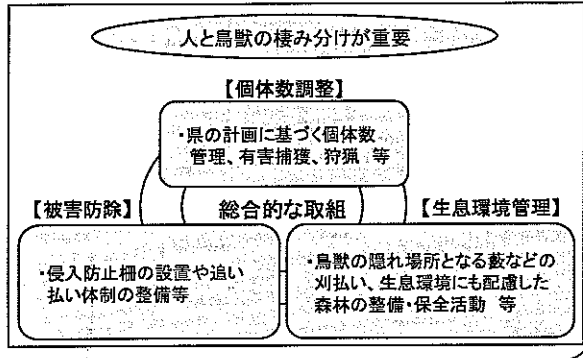
(2) 農林水産業と食品産業等の連携の強化



(3) 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

鳥獣害対策の基本的な考え方

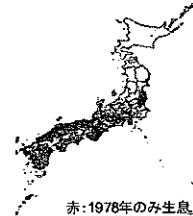
- ①捕獲による個体数調整、②被害の防除、③鳥獣の生息環境管理を基本とした総合的な取組が必要



鳥獣被害の深刻化

- 野生鳥獣の生息分布域が拡大
(例:1978年~2003年にかけて、イノシシは1.3倍に拡大)
- 野生鳥獣による農作物被害額は中山間地域を中心に全国で約200億円
- シカ等による森林被害、トド、カワウ等による水産被害、クマによる人身被害も深刻化
- 鳥獣被害は営農意欲の減退等をもたらし、農山漁村の暮らしに深刻な影響

【イノシシの分布域の拡大】



赤:1978年のみ生息
黄:2003年のみ生息
緑:ともに生息

被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化

今後の展開方向

鳥獣被害防止特措法の成立(平成20年2月21日施行)

【鳥獣被害防止特措法の概要】

- ・農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成
- ・基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
- ・計画作成市町村に対する、地方交付税の拡充等の財政上の措置等

今 開

- 市町村による被害防止計画の作成を推進し、計画に基づく取組を総合的に推進

総合的な被害防止施策の推進

個体数調整

- ・捕獲の担い手の育成
- ・安全で効果的な箱わなの普及
- ・捕獲鳥獣の地域資源としての活用促進



被害防除

- ・広域地域が一体となった防護柵の整備
- ・犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入



生息環境管理

- ・緩衝帯の設置
- ・広葉樹林の育成などの森林の整備・保全活動

関連対策

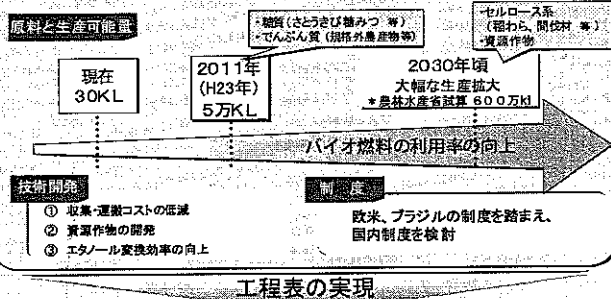
- ・効果的な捕獲技術や被害防除技術の開発・普及
- ・被害防止マニュアルの作成・配布、人材の育成・確保等

Ⅲ 環境・資源対策

(1) バイオマスの利活用の加速化

食料供給と競合しない 日本型バイオ燃料の生産拡大

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表
(19年2月)



法案	農林漁業バイオ燃料法案の国会提出
税制	バイオ燃料税制の創設
予算	稲わら、間伐材等を原料とした現場実証
技術開発	バイオ燃料の原料となる多収作物の開発

日本全国津々浦々で普及活動を実施し、国民運動として展開
北海道洞爺湖サミットに向け、アジア諸国に日本の取組をアピール

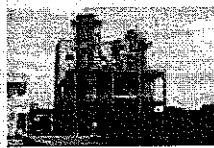
資源・エネルギーの地産地消を進める バイオスタウン構築の加速化

バイオスタウン構想策定の加速化

- ・広域(数市町村単位)モデルの構築
- ・バイオマスアドバイザー等による推進活動の展開

バイオスタウンのメリット措置の強化

- ・環境融資を受けやすい条件などの検討
- ・CO2削減効果の評価と表示・支援策の検討



100地区の目標(平成22年度)に向け
全力で取り組む(20年3月末現在:136)

(2) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

農林水産分野における地球温暖化対策の課題

- 農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定(H19.6)
 - 京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、森林吸収源対策や農林水産分野の排出削減対策を加速化させるとともに、地球温暖化適応策及び国際協力を推進
- 原油などエネルギー高騰への対応

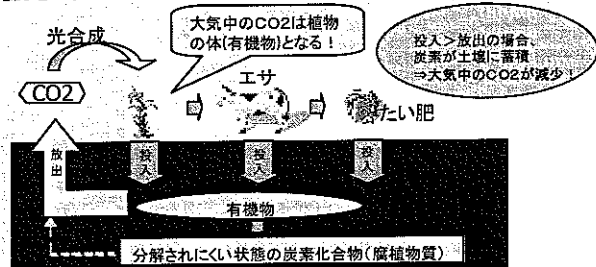
- ポスト京都に向け、地域全体でCO2を削減する新たな方策づくりが急務(クールアース50に向けた取組)
- 国民のライフスタイルの変革による自律的な省CO2の取組の促進

今後の推進方向

① 農山漁村地域における低炭素社会の実現に向けた取組

- ◆ 森林における吸収量の確保に加え、農業分野からのメタン等の排出削減、農地のCO2吸収源としての機能向上に向けた取組を推進

【農地におけるCO2の吸収・排出(概念図)】



- ◆ 農山漁村地域に賦存する資源・エネルギーを最大限に有効活用し、地域全体でCO2を削減する取組を推進

【地域の低炭素型エネルギーの利用を需給両面から推進(取組の例)】

- ・ 農林水産業関連施設等を活用した太陽光
- ・ 農林水産業での電気自動車風力発電
- ・ 農業用水を活用した小水力発電
- ・ 漁船の電気推進
- ・ 下水や家畜排せつ物の消化ガス発電・熱利用
- ・ 施設園芸の加温
- ・ 廃棄物発電・排熱
- ・ 雪氷の冷熱
- ・ バイオエタノール、バイオディーゼル、木質ペレット等
- ・ 穀物の低温管理
- ・ 食品産業等でのバイオ燃料利用

② 省CO2効果の「見える化」の推進

- ◆ CO2排出量の実態把握、効果的な表示方法・算定方法等の検討

- ◆ 低炭素社会づくりに向けた国民運動の推進

H20年6月頃

農林水産省地球温暖化対策総合戦略の改定により、「農山漁村における低炭素社会の実現に向けた取組」、「省CO2効果の「見える化」の推進」を戦略に追加し、農林水産分野における地球温暖化対策を強化

地球環境の保全に積極的に貢献する農林水産業を実現

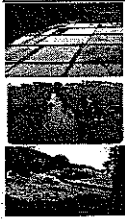
(3) 農林水産業における生物多様性保全の推進

農林水産省生物多様性戦略 (平成19年7月策定)

生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく戦略を策定

生物多様性戦略の着実な推進

○ 田園地域・里地里山の保全



- 有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進
(冬期湛水による生物多様性保全) 等
- 生物多様性に配慮した生産基盤整備
(環境との調和に配慮した水路) 等
- 鳥獣被害対策
(鳥獣の隠れ場所となる農地に接する藪などを刈り払い) 等

○ 森林の保全



- 間伐等適切な森林の整備・保全
- 優れた自然環境を有する森林の保全・管理等

○ 里海・海洋の保全



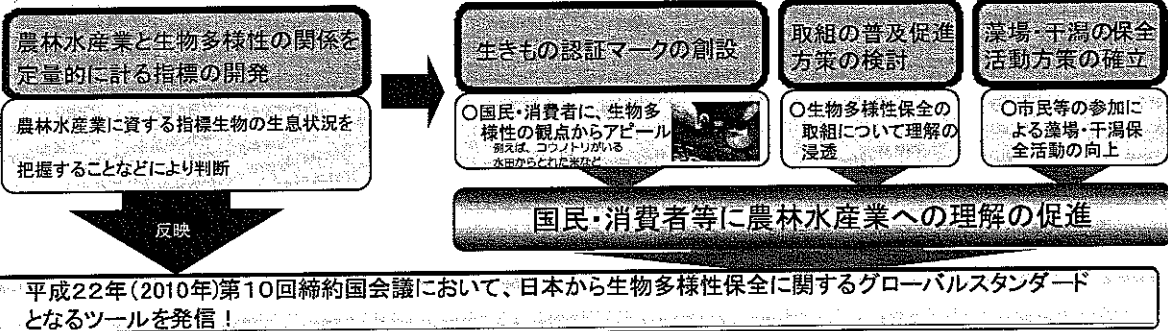
- 藻場・干潟の造成・保全
- 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理等

○ 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

○ 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

○ 農林水産業の生物多様性指標の開発

生物多様性戦略の実践と加速化



(4) 北海道洞爺湖サミットへの対応

環境・資源対策

- 食料・飼料と競合しない
- 地産地消型
- 環境負荷が少ない

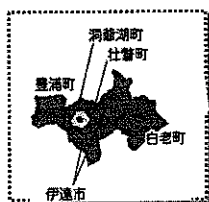
日本型バイオ燃料の生産拡大
バイオスタウンの展開

我が国が先頭に立って
日本型バイオマス利活用
を世界にアピール

洞爺湖地域全体でバイオスタウン構想を構築

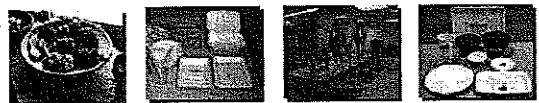
洞爺湖周辺の市町村が
バイオスタウン構想を策定

※洞爺湖町(公表済み)、
白老町(公表済み)、社管町、
伊達市(公表済み)、豊浦町



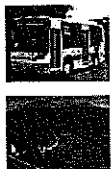
「環境ショーケース」

- ◆ バイオスタウン、日本型バイオ燃料の生産拡大について、パネル等によりわかりやすく説明
- ◆ 間伐材、バイオマスプラスチック等バイオマス製品を使用



魅せる！日本のバイオマス利活用

- ◆ バイオディーゼル燃料車でめぐる「洞爺湖地域バイオマスタワー」の実施
- ◆ 環境総合展(札幌ドーム)で我が国のバイオマス利活用をアピール



国際シンポジウムの開催

H20.2 タイにおいて国際バイオマスシンポジウムを開催
我が国の人材、技術などを、アジア地域へ展開し、地球温暖化対策に貢献



使用分野	種別	用途	数量			金額			比率			累計							
			当年度	前年度	前々年度	当年度	前年度	前々年度	当年度	前年度	前々年度	当年度	前年度	前々年度					
			19年度	20年度	19年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度				
水稲	殺虫剤	メチロチ	497	487	956	1,054	309	152	152	340	340	98.0	0	110.3	0	100.0	31	110.0	
		カホ・エコー	182	149	394	501	129	408	440	440	440	81.9	-33	127.2	-50	72.1	32	107.8	
		メチロチ/メチロチ	1,317	1,301	3,613	3,795	953	3,362	1,078	3,099	3,362	98.8	-16	105.0	125	113.1	263	108.5	
		体スズ/メチロチ	213	213	918	892	296	332	332	1,365	1,365	100.0	0	97.2	36	112.2	21	101.5	
		その他	560	515	1,620	1,830	220	620	221	620	791	45	92.0	1	113.0	1	100.5	171	127.6
	殺菌剤	小計	2,768	2,665	7,502	8,073	1,799	5,801	1,913	6,319	6,319	103	-103	107.6	114	106.3	571	108.9	
		イザラ	1,382	1,103	3,639	3,179	1,270	3,186	1,093	2,974	2,974	79.8	-279	87.4	-177	88.1	-212	93.3	
		イザラ	172	175	458	402	161	397	172	380	380	101.7	3	106.8	11	106.8	-17	95.7	
		イザラ	245	206	407	423	184	380	233	380	461	39	84.1	16	103.9	49	126.6	81	121.3
		その他	635	645	2,078	1,982	1,125	3,708	1,049	3,520	3,520	101.6	-76	95.4	-76	93.2	-188	94.9	
果樹	殺虫剤	小計	2,435	2,129	6,582	5,986	2,740	7,671	2,546	7,336	3,066	87.4	-306	90.9	-194	92.9	-335	95.6	
		イザラ	3,026	2,396	8,380	8,030	5,354	4,721	15,063	14,467	630	79.2	-630	95.8	-633	88.2	-596	96.0	
		イザラ	199	157	342	393	132	243	122	243	262	42	42	114.9	-10	92.4	19	107.8	
		イザラ	1,284	1,340	3,372	3,726	1,487	4,329	1,896	4,329	5,335	56	104.4	354	110.5	409	127.5	1,006	123.2
		その他	35	53	147	143	103	160	160	414	450	18	151.4	-4	97.3	57	155.3	36	108.7
	除草剤	小計	4,545	3,946	12,241	12,292	7,076	20,049	6,898	20,514	599	86.8	-599	100.4	-178	97.5	465	102.3	
		初期	1,088	956	3,952	3,614	1,218	4,632	1,089	4,320	4,320	112	89.5	-338	91.4	-129	89.4	-302	93.5
		中期	1,187	1,245	3,502	3,831	977	1,148	3,010	3,363	3,363	58	104.9	329	109.4	171	117.5	353	111.7
		後期	460	471	790	836	548	640	1,042	1,250	1,250	11	102.4	46	105.8	92	116.8	208	120.0
		その他	3,860	3,659	12,296	12,018	8,012	7,574	27,448	28,234	-201	94.8	-201	97.7	-438	94.5	786	102.9	
野菜畑作	殺虫剤	小計	7,177	7,089	22,244	22,105	11,873	11,907	39,061	40,185	-88	98.8	-139	99.4	34	100.3	1,124	102.9	
		イザラ	16,925	15,829	48,569	48,456	23,488	23,264	72,582	74,354	-1,096	93.5	-113	99.8	-224	99.0	1,772	102.4	
		イザラ	169	152	483	485	1,161	1,093	3,933	4,089	-17	89.9	-17	100.4	-68	94.1	156	104.0	
		イザラ	684	960	5,459	5,452	1,827	2,766	1,436	1,447	296	144.6	-7	99.9	89	147.6	11	100.8	
		その他	740	669	2,048	1,995	3,929	3,615	10,631	10,674	-71	90.4	-63	97.4	-314	92.0	43	100.4	
	殺菌剤	小計	1,574	1,781	7,990	7,932	5,277	4,984	15,999	16,209	207	113.2	207	111.7	3	116.7	17	114.9	
		イザラ	167	188	1,080	1,206	18	21	114	131	21	112.6	126	111.7	3	116.7	17	114.9	
		イザラ	1,426	1,284	3,892	4,109	4,751	4,144	13,235	13,293	-142	90.0	317	105.6	-607	87.2	58	100.4	
		イザラ	1,594	1,472	4,972	5,315	4,769	4,165	13,355	13,425	-122	92.3	243	106.9	-604	87.3	75	100.6	
		その他	7	9	29	38	9	12	35	48	2	128.6	2	131.0	3	133.3	13	137.1	
その他	殺菌剤	小計	806	901	2,539	2,451	1,721	2,007	4,942	4,681	95	111.8	-88	96.5	286	116.6	-361	92.7	
		イザラ	3,980	4,167	15,531	15,736	11,776	11,168	34,326	34,263	183	104.6	205	101.3	-608	94.8	-63	99.8	
		イザラ	113	103	319	320	674	662	1,863	1,974	-6	94.7	1	100.3	-12	98.2	111	106.0	
		イザラ	4,211	3,299	10,843	10,538	2,114	1,659	4,993	4,972	-912	78.3	-305	97.2	-455	78.5	-21	99.6	
		その他	4,118	4,294	14,760	14,613	7,572	7,457	24,735	23,668	176	104.3	-147	99.0	-115	98.5	-1,067	95.7	
	殺菌剤	小計	8,442	7,700	25,921	25,472	10,361	9,778	31,592	30,614	-742	91.2	-449	98.3	-583	94.4	-978	96.9	
		イザラ	1,588	2,254	7,801	8,388	1,990	1,649	8,438	7,068	666	141.9	587	107.5	-341	82.9	-1,370	83.8	
		イザラ	3,031	3,034	7,551	7,814	4,900	4,588	16,934	16,372	3	100.1	263	103.5	-312	93.6	-562	96.7	
		イザラ	4,619	5,288	15,352	16,202	6,890	6,238	25,372	23,440	669	114.5	850	105.5	-652	90.5	-1,932	92.4	
		その他	71	90	224	361	55	76	216	343	19	126.8	127	156.7	21	138.2	127	158.8	
その他	殺菌剤	小計	1,585	1,206	6,769	6,396	2,696	2,082	12,048	11,417	-379	76.1	-373	94.5	-614	77.2	-631	94.8	
		イザラ	14,717	14,284	48,266	48,421	20,003	18,173	69,228	65,813	-433	97.1	155	100.3	-1,830	90.9	-3,415	95.1	
		イザラ	324	322	1,285	1,158	688	655	2,598	2,645	-2	99.4	-127	90.1	-33	95.2	47	101.8	
		イザラ	157	133	429	442	729	605	2,269	2,339	-24	84.7	13	103.0	-124	83.0	11	100.5	
		その他	204	254	662	790	102	113	290	339	50	124.5	128	119.3	11	110.8	49	116.9	
	殺菌剤	小計	1,798	1,965	5,260	5,570	3,279	3,563	8,978	9,681	167	109.3	167	105.9	284	108.7	703	107.8	
		イザラ	2,483	2,675	7,637	7,961	4,798	4,936	14,136	14,945	192	107.7	324	104.2	138	102.9	809	105.7	
		イザラ	405	390	1,151	1,087	1,803	1,590	4,558	4,299	-15	96.3	-64	94.4	-218	88.2	-259	94.3	
		イザラ	0	0	27	25	0	0	27	25	0	-	-	92.6	0	-	-	92.6	
		その他	918	724	2,411	2,144	348	373	1,003	1,161	-194	78.9	-267	88.9	25	107.2	158	115.8	
分類なし	殺菌剤	小計	1,328	1,159	3,597	3,339	2,606	2,350	6,055	5,931	-169	87.3	-258	92.8	-256	90.2	-124	98.0	
		イザラ	39,432	38,110	123,599	123,912	62,670	59,890	196,326	195,306	-1,322	96.6	313	100.3	-2,780	95.6	-1,020	99.5	
		イザラ	918	724	2,411	2,144	348	373	1,003	1,161	-194	78.9	-267	88.9	25	107.2	158	115.8	
		イザラ	5	45	8	82	454	387	466	446	40	900.0	74	1025.0	-67	85.2	-20	95.7	
		その他	1,328	1,159	3,597	3,339	2,606	2,350	6,055	5,931	-169	87.3	-258	92.8	-256	90.2	-124	98.0	
	分類なし	小計	39,432	38,110	123,599	123,912	62,670	59,890	196,326	195,306	-1,322	96.6	313	100.3	-2,780	95.6	-1,020	99.5	
		イザラ	918	724	2,411	2,144	348	373	1,003	1,161	-194	78.9	-267	88.9	25	107.2	158	115.8	
		イザラ	5	45	8	82	454	387	466	446	40	900.0	74	1025.0	-67	85.2	-20	95.7	
		イザラ	1,328	1,159	3,597	3,339	2,606	2,350	6,055	5,931	-169	87.3	-258	92.8	-256	90.2	-124	98.0	
		その他	1,328	1,159	3,597	3,339	2,606	2,350	6,055	5,931	-169	87.3	-258	92.8	-256	90.2	-124	98.0	

使用分野	種別	用途	数量			金額			比率			金額						
			当年度	19年度	20年度	当年度	19年度	20年度	当年度	19年度	20年度	当年度	19年度	20年度				
			19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度				
水稻	殺虫剤	メチエン	260	98	1,152	74	36	384	376	-162	37.7	64	94.7	-38	48.6	-8	97.9	
		カカエコバ	105	64	500	55	88	463	528	-41	61.0	65	113.0	33	160.0	65	114.0	
		メチエン/アセト	760	989	4,373	4,785	880	3,695	4,242	229	130.1	412	109.4	284	147.7	547	114.8	
		メチエン/アセト	186	207	1,104	1,100	241	1,575	1,627	21	111.3	-4	99.6	31	114.8	52	103.3	
		その他	168	223	1,788	2,053	68	102	688	893	55	152.7	265	114.8	34	150.0	205	129.8
		小計	1,479	1,582	8,981	9,655	1,004	3,347	6,804	7,667	103	107.0	674	107.5	343	134.2	863	112.7
		殺菌剤	449	328	4,087	3,507	351	274	3,537	3,248	-121	73.1	-580	85.8	-77	78.1	-289	91.8
		モカレ	51	96	509	498	58	68	455	449	45	188.2	-11	97.8	10	117.2	-6	98.7
		モカレ	51	36	458	459	92	57	473	518	-15	70.6	1	100.2	-35	62.0	45	109.5
		その他	262	229	2,340	2,210	436	390	4,144	3,910	-33	87.4	-130	94.4	-46	89.4	-234	94.4
小計	812	689	7,394	6,675	938	789	8,608	8,124	-123	84.9	-719	90.3	-149	84.1	-484	94.4		
殺虫殺菌	殺菌剤	アセト	1,227	1,408	9,607	9,438	2,432	2,700	17,495	17,167	181	114.8	-169	98.2	82	348.5	101	136.6
		アセト	33	135	375	528	33	115	276	377	102	409.1	153	140.8	28	348.5	101	136.6
		アセト	594	677	3,966	4,495	1,176	1,219	5,505	6,850	83	114.0	529	113.3	43	103.7	1,345	124.4
		その他	7	17	164	160	22	37	437	487	10	242.9	6	103.9	15	168.2	50	111.4
		小計	1,861	2,238	14,101	14,622	3,663	4,072	23,713	24,881	377	120.3	521	103.7	409	111.2	1,168	104.9
		除草剤	552	630	4,504	4,294	716	860	5,337	5,180	128	123.2	-210	95.3	144	120.1	-167	97.1
		中期	524	585	4,026	4,441	405	486	3,415	3,909	61	111.6	415	110.3	81	120.0	494	114.5
		後期	113	168	903	1,004	183	257	1,225	1,507	55	148.7	101	111.2	74	140.4	282	123.0
		一発	2,231	2,125	14,527	14,165	5,191	5,036	32,639	33,348	-106	95.2	-362	97.5	-155	97.0	709	102.2
		その他	381	572	2,086	2,472	640	1,068	3,579	4,321	191	150.1	386	118.5	428	166.9	742	120.7
小計	3,802	4,131	26,046	26,376	7,134	7,707	46,195	48,265	329	108.7	330	101.3	573	108.0	2,070	104.5		
果樹	殺虫剤	カニ	7,953	8,639	56,522	57,328	12,739	13,915	85,320	88,937	686	108.6	806	101.4	1,176	109.2	3,617	104.2
		マツ油	68	87	551	571	664	535	4,597	4,624	19	127.9	20	103.6	-129	80.6	27	100.6
		その他	199	364	5,659	5,815	58	108	1,494	1,555	165	182.9	166	102.8	50	186.2	61	104.1
		小計	218	312	2,267	2,307	1,067	1,578	11,698	12,252	94	143.1	40	101.8	511	147.9	564	104.7
		石灰硫黄合剤	486	762	8,476	8,694	1,789	2,221	17,788	18,430	276	156.8	218	102.6	432	124.1	642	103.6
		その他	15	4	1,095	1,210	2	0	116	132	-11	26.7	115	110.5	-2	0.0	16	113.8
		小計	562	688	4,454	4,796	1,343	1,689	14,578	14,982	126	122.4	342	107.7	346	125.8	404	102.8
		全殺	578	692	5,550	6,007	1,344	1,690	14,694	15,114	114	119.7	457	108.2	346	125.7	420	102.9
		小計	1	2	30	40	4	5	39	53	1	200.0	10	133.3	1	125.0	14	135.9
		果樹	425	607	2,965	3,151	921	1,404	5,863	6,219	182	142.8	186	106.3	483	152.4	356	106.1
野菜畑作	殺虫剤	カニ	1,490	2,063	17,020	17,892	4,057	5,320	38,383	39,817	573	138.5	872	105.1	1,263	131.1	1,474	103.7
		線虫	57	86	375	406	335	500	2,199	2,474	29	150.9	31	108.3	165	149.3	275	112.5
		その他	635	768	11,478	11,306	258	347	5,251	5,319	133	120.9	-172	98.5	89	134.5	68	101.3
		小計	2,533	3,019	17,293	17,633	3,225	4,006	27,960	27,679	486	119.2	340	102.0	781	124.2	-281	99.0
		土壌	3,225	3,873	29,146	29,345	3,819	4,853	35,410	35,472	648	120.1	199	100.7	1,034	127.1	62	100.2
		その他	887	847	8,688	9,235	1,040	663	9,478	7,731	-40	95.5	547	106.3	-377	63.8	-1,747	81.6
		小計	925	1,023	8,476	8,839	1,721	2,188	18,655	18,576	98	110.6	363	104.3	467	127.1	-79	99.6
		全殺	1,812	1,871	17,164	18,075	2,760	2,852	28,133	26,306	59	103.3	911	105.3	92	103.3	-1,827	93.5
		小計	68	49	291	400	49	47	265	390	-19	72.1	109	137.5	-2	95.9	125	147.2
		野菜畑作	765	1,023	7,534	7,418	920	1,356	12,968	12,773	258	133.7	-116	98.5	436	147.4	-195	98.5
その他	殺菌剤	全殺	5,870	6,815	54,136	55,238	7,548	9,108	76,776	74,942	945	116.1	1,102	102.0	1,560	120.7	-1,834	97.6
		全殺	264	241	1,549	1,458	358	499	2,957	3,197	-23	91.3	-91	94.1	141	139.4	240	108.1
		全殺	122	106	552	547	581	500	2,850	2,781	-16	86.9	-5	99.1	-81	86.1	-69	97.6
		全殺	295	212	957	1,002	131	97	421	436	-83	71.9	45	104.7	-34	74.0	15	103.6
		全殺	1,292	1,592	6,552	7,272	1,805	2,384	10,784	12,208	300	123.2	720	111.0	579	132.1	1,424	113.2
		全殺	1,973	2,150	9,610	10,279	2,875	3,481	17,011	18,621	177	109.0	669	107.0	606	121.1	1,610	109.5
		全殺	315	347	1,466	1,494	735	842	5,294	5,135	32	110.2	-32	97.8	107	114.6	-159	97.0
		全殺	0	0	27	25	0	0	0	25	0	0	-	-	0	-	-	-
		全殺	406	542	2,817	2,686	150	287	1,154	1,448	136	133.5	-131	95.3	137	191.3	294	125.5
		全殺	1	28	8	111	2	15	468	461	27	2800.0	103	1387.5	13	750.0	-7	98.5
分類なし	722	918	4,319	4,256	887	1,143	6,942	7,068	196	127.1	-63	98.5	256	128.9	126	101.8		
合計	18,008	20,585	141,607	144,993	28,107	32,967	224,433	229,385	2,577	114.3	3,386	102.4	4,860	117.3	4,952	102.2		

平成20年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し

1 平成20年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し

(1) 適正出荷量	84	万トン
ア 生食用	74.5	万トン
イ 加工原料用	9.5	万トン
うち果汁用	7	万トン
缶詰用	2.5	万トン
(2) 予想生産量	94	万トン
(3) 適正生産量※	94	万トン

※注：適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分である。

2 生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるように調整するために必要な措置

- (1) 生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体の措置
平成20年産うんしゅうみかんの需要量は、過去のすう勢からみると100万トン程度※と予想される一方、生産面ではうら年にあたり、開花期時点での予想生産量は94万トン程度と見込まれることから、おもて年であった昨年に比べ10万トン以上生産量が減少する見込みである。

このため、本年は消費者が求める品質を維持しつつ、果実の安定供給を図ることが重要である。

以上の情勢を踏まえ、本見通しに基づき、全国段階、府県段階及び産地段階で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組む。

※注：出荷までの減耗分と農家自家消費分を含んだ数量である。

ア 計画的な生産

- (ア) 果実の品質を確保しつつ、生産量に対する出荷用果実の歩留まりを向上させ、果実の安定供給に努めること。
(イ) 極早生品種について、需要に見合った生産を推進すること。
(ウ) 平成21年産はおもて年が予想されることから、隔年結果の是正に向けた取組に努めること。

イ 計画的な出荷

- (ア) 出荷計画の策定にあたっては、極早生品種から早生品種への切り替え、早生品種の一日当たり出荷量の平準化に留意すること。
(イ) 出荷計画のずれ込みにより急激に在庫量が増加した昨年の反省を踏まえ、出荷計画については、果実の成熟状況等に応じて適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより、需要と供給のマッチングを図ること。
(ウ) 出荷品質基準の徹底により、消費者の嗜好にあった品質の果実の出荷に努めること。
(エ) 加工原料用果実について、長期取引契約による安定取引に努めるとともに、集荷体制を整備し出荷量の確保を図ること。

- (2) 計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行う。

平成20年産りんご適正生産出荷見通し

1 平成20年産りんごの適正生産出荷見通し

(1) 適正出荷量	77	万トン
ア 生食用出荷量	63.5	万トン
イ 加工原料用出荷量	13.5	万トン
うち果汁用	11.5	万トン
(2) 予想生産量	86	万トン
(3) 適正生産量※	86	万トン

※注：適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分である。

2 生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるように調整するために必要な措置

(1) 生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体の措置

平成20年産りんごの需要量は、過去のすう勢からみると87万トン程度※と予想される一方、予想生産量は86万トン程度と見込まれる。

近年の消費者の嗜好を踏まえれば、生産量が需要量と拮抗していても、低品位果実では安定した価格は望めないことから、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要である。

このため、本見通しに基づき、全国段階、道県段階及び産地段階で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組む。

※注：出荷までの減耗分と農家自家消費分を含んだ数量である。

ア 計画的な生産

- (ア) 適正な着果量を確保するため、摘果等の作業を推進すること。
- (イ) 高品質果実の生産に努めること。

イ 計画的な出荷

- (ア) 出荷品質基準の徹底により、高品質果実の出荷に努めること。
- (イ) 加工原料用果実について、長期取引契約による安定的な取引に努めるとともに、集荷体制を整備し出荷量の確保を図ること。

(2) 計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行う。

第二十条 施行日前に締結された漁業共済事業又は地域共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

(貸金業法の一部改正)
第二十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の七の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条中「保険金額」を「保険金」に改める。

第十六条の三の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条第一項中「保険金額」を「保険金」に改め、同条第二項中「法律第四十八号」第六百七十四条第一項の規定による「を」を「保険法(平成二十年法律第五十六号)第三十八号又は第六十七条第一項の」に改める。

(貸金業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)
第二十三条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二章第一項中「生没」を「生存又は死亡」に改める。

第三十六条中「二年間」を「三年間」に改める。

第六十三条第五項中「第二編第十章(第六百六十四条(第六百八十三号第一項)において準用する場合を含む。)(保険)及び」を削り、「保険契約」の下に「(海上保険契約)に該当するものに限る。」を加える。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 施行日前に入社した社員が退社した場合における保険業法第三十五条の払戻しを請求する権利の消滅時効については、なお従前の例による。

2 施行日前に締結された保険業法第六十三号から第六号までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則
この法律は、保険法の施行の日から施行する。

- 内閣総理大臣 福田 康夫
法務大臣 鳩山 邦夫
文部科学大臣 渡海紀三朗
農林水産大臣臨時代理 冬柴 鐵三
経済産業大臣臨時代理 岸田 文雄
国土交通大臣 冬柴 鐵三

生物多様性基本法をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年六月六日 内閣総理大臣 福田 康夫

法律第五十八号 生物多様性基本法

目次
第一章 総則(第一条―第十条)
第二章 生物多様性戦略(第十一条―第十三条)
第三章 基本的施策

附則
第一章 総則(第一条―第十条)
第二章 生物多様性戦略(第十一条―第十三条)
第三章 基本的施策

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日地球上には多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点から見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するため、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我々は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるように、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則
第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代に人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことにより成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的にかつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

第四條 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつとめ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五條 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六條 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

第七條 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

第八條 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第九條 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、

循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

第十條 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第十一條 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略

第一節 生物多様性国家戦略の策定等

第十二條 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

第十三條 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第十四條 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第十五條 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

第十六條 前二項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

(生物多様性国家戦略と国の計画との関係)

第十二條 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

第十三條 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

第十四條 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めよう努めなければならない。

第十五條 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

第十六條 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

第十四條 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然の特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十五條 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十六條 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五條 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十六條 国は、野生生物が生息又は生育する生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六條 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十七條 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七條 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないうよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

農林水産省生物多様性戦略のポイント

1. 戦略の策定と位置づけ

- 農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献。

- ・ 自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動。
- ・ 国土の8割及び国土の約1.2倍に及ぶ排他的経済水域において展開。

- しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響。

また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化。

- これらの負の影響を見直し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく戦略を策定。

- なお、本戦略策定後は、今秋策定予定の第3次生物多様性国家戦略に反映。

また、平成22年に我が国(愛知県名古屋市)で開催予定の第10回締約国会議においては、本戦略に基づく農林水産省の取組を積極的にPR。

2. 施策への反映

- 本戦略を踏まえ、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開。また、平成20年度予算に反映。

3. 戦略の概要

○ 基本的な方針

- ・ 生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進
- ・ 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進
- ・ 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進
- ・ 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

○ 各地域での生物多様性の保全の取組

・ 田園地域・里地里山の保全

生物多様性をより重視した農業生産の推進、鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進など

・ 森林の保全

多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理の推進、「保護林」や「緑の回廊」をはじめとする国有林野の保全・管理の推進など

・ 里海・海洋の保全

藻場・干潟等の保全の推進、生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進、資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入など

○ 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性保全施策を推進

○ 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- ・ 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- ・ 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

○ 農林水産分野における地球環境保全への貢献

持続可能な農林水産業に対する国際協力の推進、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全への積極的な貢献

○ 農林水産業の生物多様性指標の開発

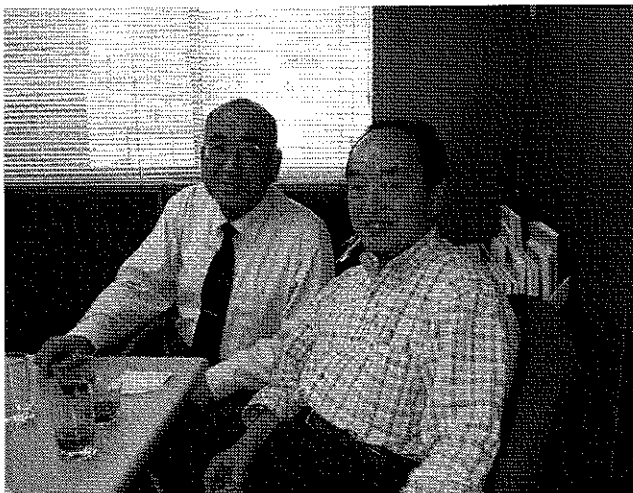
農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発の検討

*****全農薬ひろば*****

今年の東京の入梅は早く、連日うっとうしい日が続いております。全農薬事務局に6年間勤務された弓削前参事の後任に堀江参事を新たにお迎えし、新たな雰囲気の仕事にまい進しております。

5月末をもって退職された弓削前参事は、平成14年に全農薬に入られました。

前の4年間は男性3人でしたが、残り2年間のうち8か月は、男性職員1人という状況で孤軍奮闘されており、大変ご苦労されたことと思います。また、弓削前参事は理事長、副理事長を交えた「弓削さんの送別会」の席上、今後の抱負をお話しになり、その中で、「体に活力がみなぎっているうちに、次なる目標を実現するため、今の段階で退職し、第一弾とし、「樹木医」を目指す」とのことでした。在職中の6年間の思い出を、次回8月20日号で「全農薬ひろば」に投稿して下さるとのことです。まずは樹木医合格に向けて頑張ってください。又、ちよくちよく事務所にも顔をだして下さい。お待ちしております。



新旧参事のハイポーズ!

お酒を飲むといつも真っ赤になった
弓削前参事、横にいるのが堀江参事。
最後の日、お仕事終了後、職場の皆と軽く
ワインで一杯。
前に全農薬の美女軍団がいたせいかな?
お二人ともお顔が真っ赤。(白黒のため皆さんにはお判りにならないかもしれません。)
失礼しました。

堀江新参事プロフィール

私は昭和47年に武田薬品工業(株)農薬事業部に入社後、東北地区(宮城県、山形県)、関東地区(群馬県、茨城県)、九州地区(鹿児島県、宮崎県)の営業担当、その後も国内営業畑一筋にやってきました。会社の合併等で、住化武田農薬(株)を経て住友化学(株)に入社、全農薬にお世話になるまで東京営業所管内での営業を担当致していましたが、このたび縁ありまして、5月1日付けで全国農薬協同組合参事として仕事をさせて頂くことになりました。入社以来36年に及ぶ農薬メーカーの営業活動を通じて頂いた商系卸の経営者、営業幹部、営業担当者の皆様とのお付き合いを、新たな職場である全国農薬協同組合の事務局参事として今後もお仕事を通じて継続できることを大変幸せに感じております。微力ではありますが、全国農薬協同組合及び組合員の皆様の発展に尽力したいと考えておりますので今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。